

# 西宮市高齢者交通助成事業の見直しに関する報告書

平成 24 年（2012 年）12 月

西宮市健康福祉局

## 【目次】

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 . 高齢者交通助成事業の状況 .....            | 1  |
| 2 . 高齢者人口について .....               | 4  |
| 3 . 事業見直しの取り組みについて .....          | 6  |
| 4 . 高齢者交通助成事業に関するアンケートについて .....  | 8  |
| 5 . 事業見直しの方向性 .....               | 16 |
| 6 . 見直しの検討項目に対する意見整理と事業費の予測 ..... | 23 |
| 7 . 「あり方検討懇話会」における意見 .....        | 35 |
| 8 . 高齢者交通助成事業の今後の方向性について .....    | 37 |
| 9 . 参考資料 .....                    | 40 |

# 1 . 高齢者交通助成事業の状況

## 1 事業概要

|        |   |
|--------|---|
| 事業の趣旨  | 多年にわたり社会に尽くした高齢者が、なお社会に貢献できる一員として、外出等を通じ、より活発な社会参加を図るとともに健康の保持等福祉の増進に寄与することを目的として実施   |
| 対象者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満 70 歳に達していること</li> <li>・ 引き続き 1 年以上本市に住所又は居住地を有し、かつ住民基本台帳に記載し、又は外国人登録原票に登録されていること。</li> </ul> |
| 助成額    | 1 人年額 5,000 円を限度  |
| 助成方法   | 乗車券等を 1 冊又は 1 枚購入する場合において 1,000 円の助成を行うことを証した購入証 5 枚を郵送交付。(平成 13 年度までは現金支給)   |
| 事業開始年度 | 平成 3 年度   |
| 直近の事業費 | 264,607 千円 (平成 23 年度)   |

[内訳]

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 259,489 千円 (使用枚数 259,489 × 1,000 円) |
| 委託料        | 498 千円 (割引購入証・封緘作業)                 |
| 需用費        | 1,478 千円 (印刷製本費)                    |
| 役務費        | 3,142 千円 (郵便料)                      |

### 割引購入証利用状況 (H23 年度)

|            | 利用数 (枚) | 占有率     |               |
|------------|---------|---------|---------------|
| JR 西日本     | 21,662  | 8.35%   | 電車<br>76.80%  |
| 阪急電鉄       | 82,102  | 31.64%  |               |
| 阪神電鉄       | 95,524  | 36.81%  |               |
| 阪急バス       | 16,620  | 6.40%   | バス<br>14.15%  |
| 阪神バス       | 20,111  | 7.75%   |               |
| 阪急タクシー     | 3,610   | 1.39%   | タクシー<br>9.05% |
| 阪神タクシー     | 5,880   | 2.27%   |               |
| 神戸相互タクシー   | 12,820  | 4.94%   |               |
| ヤマト交通      | 61      | 0.02%   |               |
| 明交タクシー     | 253     | 0.10%   |               |
| 全国介護タクシー協会 | 714     | 0.28%   |               |
| 阪神個人タクシー協同 | 72      | 0.03%   |               |
| くすの木福祉会    | 60      | 0.02%   |               |
| 合計         | 259,489 | 100.00% |               |

## 2 事業状況

事業状況については下表のとおりです。事業費は平成 23 年度で 264,607 千円となっています。交付対象者の増加に伴い、事業費は年々増加しており、平成 19 年度と比較すると 29,502 千円増加（約 12.5%の増）となっています。

事業状況

|                               |      |    | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |         |
|-------------------------------|------|----|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 事業費                           |      |    | 235,105  | 244,934  | 250,552  | 256,161  | 264,607  |         |
| 内訳                            | 特定財源 | 千円 | 50,000   | 50,000   | 50,170   | 50,173   | 50,081   |         |
|                               | 一般財源 |    | 185,105  | 194,934  | 200,382  | 205,988  | 214,526  |         |
| 交付対象者                         |      |    | 人        | 56,043   | 58,648   | 60,364   | 62,442   | 64,735  |
| 割引購入証 使用枚数                    |      |    | 枚        | 230,797  | 240,485  | 246,165  | 250,908  | 259,489 |
| 使用率                           |      |    | %        | 82.4     | 82.0     | 81.6     | 80.4     | 80.2    |
| 助成費用<br>(割引購入証使用枚数 × 1,000 円) |      |    | 千円       | 230,797  | 240,485  | 245,165  | 250,908  | 259,489 |
| 事業費に占める割合                     |      |    | %        | 98.2     | 98.2     | 97.8     | 97.9     | 98.1    |

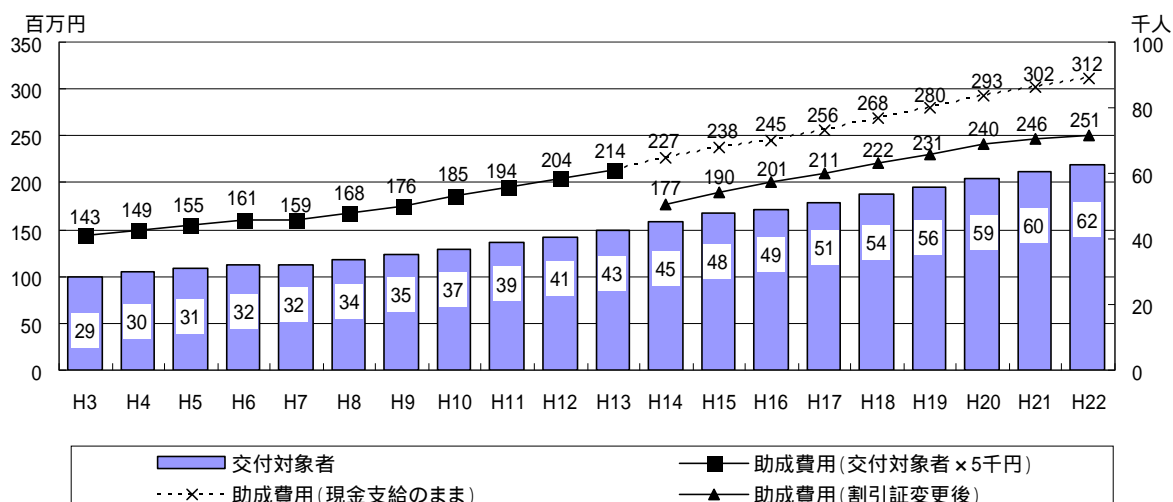
特定財源は、長寿ふれあい基金を取り崩して充当。平成 21 年度からは広告募集による収入あり。

使用率は、購入証使用枚数 ÷ (対象者数 × 5 枚) で積算

## 3 これまでの経過

事業を開始した平成 3 年度からの経過は以下のとおりです。開始当初は 5,000 円の現金支給でしたが、事業の見直しにより平成 14 年度からは現在の割引購入証の交付に変更しています。費用については、割引証に変更したことで現金支給を継続した場合よりも低い状態で推移してきました。

事業の推移



#### 4 基金からの繰り入れについて

高齢者交通助成事業については、「長寿ふれあい基金」より毎年 50,000 千円ずつ繰り入れをしています。本基金は、高齢者等の社会参加を支援し健康の保持等を増進することにより、市民福祉の向上を図るため平成 3 年 4 月に設置したものです。積み立て金額は利率と運用期間で決定し、平成 23 年度は 188,893 円となっています。

基金の残高は平成 23 年度で 170,798 千円となっており、50,000 千円ずつの充当を続けた場合には 3 年後、また基金そのものが 4 年後（平成 27 年度中）に底をつく状況です。そのため、基金残高がなくなった後は、新たに 50,000 千円の財源投入が必要となります。

#### 長寿ふれあい基金の残高

(千円)

|      | 平成<br>19 年度 | 平成<br>20 年度 | 平成<br>21 年度 | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基金残高 | 368,387     | 318,839     | 269,418     | 220,609     | 170,798     | 120,798     | 70,798      | 20,798      | 0           |

\*平成 24 年度以降は繰入を継続した場合の見込み

#### 5 広告募集について

事業に係る経費が不足する状況にあることから、経費節減の一環として平成 20 年度より割引購入証・封筒に広告主を募集しています。事務費の軽減にはつながりますが、本事業の財政状況を改善するような広告収入を見込むことは今後も困難な状況です。

#### 広告募集の状況

| 年度       | 広告主  | 広告料等      |
|----------|------|-----------|
| 平成 20 年度 | 応募なし |           |
| 平成 21 年度 | 3 社  | 100,000 円 |
|          |      | 70,000 円  |
|          |      | 封筒寄付      |
| 平成 22 年度 | 3 社  | 88,000 円  |
|          |      | 85,000 円  |
|          |      | 封筒寄付      |
| 平成 23 年度 | 1 社  | 81,000 円  |

## 2. 高齢者人口について

### 1. 高齢者人口の状況

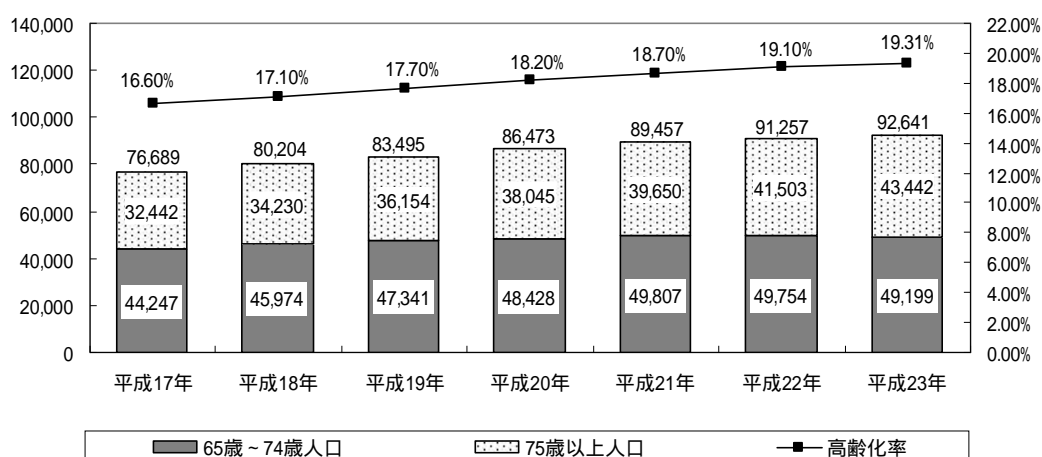
高齢者人口は年々増加しており、平成23年では92,641人となっています。平成17年と比べると15,952人増加（20.8%の増加）しています。

また、高齢化率も増加を続けており19.3%となっています。平成22年と平成23年は終戦前後における出生減により高齢化率の伸びは鈍化していますが、今後はいわゆる「団塊の世代」が65歳以上を迎えることとなり増加率が伸びることが見込まれます。

高齢者人口の状況

(人)

|                      | 平成17年<br>(2005年)  | 平成18年<br>(2006年)  | 平成19年<br>(2007年)  | 平成20年<br>(2008年)  | 平成21年<br>(2009年)  | 平成22年<br>(2010年)  | 平成23年<br>(2011年)  |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口                  | 461,687           | 467,922           | 472,665           | 475,388           | 477,330           | 478,796           | 479,754           |
| 65歳以上人口<br>(高齢化率)    | 76,689<br>(16.6%) | 80,204<br>(17.1%) | 83,495<br>(17.7%) | 86,473<br>(18.2%) | 89,457<br>(18.7%) | 91,257<br>(19.1%) | 92,641<br>(19.3%) |
| 65歳～74歳<br>(総人口との割合) | 44,247<br>(9.6%)  | 45,974<br>(9.8%)  | 47,341<br>(10.0%) | 48,428<br>(10.2%) | 49,807<br>(10.4%) | 49,754<br>(10.4%) | 49,199<br>(10.3%) |
| 75歳以上<br>(総人口との割合)   | 32,442<br>(7.0%)  | 34,230<br>(7.3%)  | 36,154<br>(7.7%)  | 38,045<br>(8.0%)  | 39,650<br>(8.3%)  | 41,503<br>(8.7%)  | 43,442<br>(9.1%)  |



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年9月末現在）

## 2 高齢者人口の増加見込み

本市が作成している「平成 19 年 6 月 西宮市の将来人口推計報告書」については、平成 30 年までの推計となっており、5 歳階級別のデータがないため、国立社会保障・人口問題研究所による「市区町村別将来人口推計」を参考としました。

高齢者交通助成事業の対象者となっている 70 歳以上の高齢者については、平成 32 年には、95,178 人と平成 22 年と比べると約 1.47 倍となっています。

その 5 年後となる平成 37 年には、101,255 人と 10 万人を超えることが示されています。

\* 「市区町村別将来人口推計」は、平成 17 年の国勢調査を基準として推計されたもののため、平成 22 年の国勢調査の数値と比較をしています。

### 高齢者人口の増加見込み

(人)

|            | 平成 22 年<br>(2010 年) | 平成 27 年<br>(2015 年) | 平成 32 年<br>(2020 年) | 平成 37 年<br>(2025 年) |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 65 歳以上の場合  | 92,399              | 113,137             | 121,930             | 126,448             |
| (H22 との比較) |                     | (1.23 倍)            | (1.32 倍)            | (1.37 倍)            |
| 70 歳以上の場合  | 64,621              | 79,353              | 95,178              | 101,255             |
| (H22 との比較) |                     | (1.23 倍)            | (1.47 倍)            | (1.57 倍)            |
| 75 歳以上の場合  | 42,013              | 52,573              | 62,946              | 75,663              |
| (H22 との比較) |                     | (1.25 倍)            | (1.50 倍)            | (1.80 倍)            |
| 80 歳以上の場合  | 23,447              | 31,507              | 38,326              | 45,807              |
| (H22 との比較) |                     | (1.34 倍)            | (1.63 倍)            | (1.95 倍)            |

資料：平成 22 年は国勢調査

平成 27 年～平成 37 年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来人口推計（平成 20 年 12 月推計）」

### 3. 事業見直しの取り組みについて

#### 1. 事業の見直しの必要性

高齢者人口の増加に伴い、事業に係る費用も増加しています。事業費に充当していた長寿ふれあい基金についても残高が減少しており、ここ数年で基金からの繰り入れも出来なくなる状況にあります。

高齢者人口は今後も増加の一途をたどり、現行事業を継続していくことが困難になることが予想されます。事業開始から20年が経過する中で、今後の事業のあり方を検討していく必要が生じています。

#### 2. 「ザ・チェック！西宮」における評価内容

今後の事業のあり方を検討していくにあたって、平成23年度に「ザ・チェック！西宮（西宮市版事業仕分け）」において、外部の目線での評価を頂きました。評価の目安としては「内容等を見直すべき」という意見で、市としては、事業の内容、手法、経費等を見直す必要があります。

##### ザ・チェック！西宮における評価内容

| 評価の目安     | 評価内容   |
|-----------|--|
| 内容等を見直すべき | 全体としては内容を見直すべきという意見であったが、一部現行どおり、廃止を含めた見直しという意見もあった。見直しが必要な項目は以下のとおり。<br><br>中長期的な経費増のコントロール<br>現在の経費の厳密な検証<br>民間タイアップ、広告収入の増など<br>事業の効果の客観的な検証<br>政策の目的に対するこの事業の位置づけを明確にした抜本的な見直し |

##### \* 「ザ・チェック！西宮」の概要

本市において実施している事業の現状や課題を広く市民に伝え、その事業に対する理解を深めるとともに、外部の目線での評価を行い、事業を再構築し、効果的かつ効率的な行政運営を図るために実施。

【実施体制】コーディネーター 1名、評価員（有識者）2名、評価員（公募市民）3名

##### 【評価結果について（評価の選択肢）】

- ・ 現行どおり.....市民のニーズに合致し、効果もある。特に見直すべき点もない
- ・ 内容等を見直すべき.....事業の内容、手法、経費等を見直す必要がある
- ・ 民間・国・県等が担うべき...市よりも民間等の方が効果的、効率的に実施できる
- ・ 不要.....ニーズ、効果がなく、事業の必要性がない



### 3 評価内容に対する対応

評価内容として受けた5つの指摘のうち、「中長期的な経費増のコントロール」「政策の目的に対するこの事業の位置づけを明確にした抜本的な見直し」を中心に、今後の事業見直しを図ることとしました。見直しにあたっては、「西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会」（以下、「あり方検討懇話会」）を設置し検討を行いました。

また、「事業の効果の客観的な検証」については、事業目的が「社会参加」や「健康の保持」となっており客観的な検証は困難ですが、事業見直しにあたって、利用者アンケートを実施し利用者の声を把握することとしました。

なお、その他に指摘を受けた内容については、助成費用以外の事務経費の見直しや広告の実施方法・募集のあり方について市内部で検討を図ることとしました。

#### 「あり方検討懇話会」における検討

見直しにあたっては、学識経験者、関係団体の代表及び公募委員等で構成する「西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会」を設置し、事業の見直しについて検討を行いました。

##### 【委員構成】

学識経験者 3名、関係団体の代表 4名、公募市民 2名（合計 9名）

##### 【開催経過】

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 第1回（H24.7.12）  | 高齢者交通助成事業の現状と見直しについて  |
| 第2回（H24.8.20）  | 高齢者交通助成事業のアンケート結果について |
| 第3回（H24.10.25） | 高齢者交通助成事業の今後の方向性について  |
| 第4回（H24.11.12） | 高齢者交通助成事業の今後の方向性について  |

#### 高齢者交通助成事業に関するアンケートの実施

事業の見直しについて検討を行うにあたり、参考資料として活用することを目的として、平成24年7月～8月に西宮市内に在住の65歳以上の方から無作為抽出によりアンケート調査を実施しました。

## 4 高齢者交通助成事業に関するアンケートについて

### 1 アンケートの実施概要

西宮市高齢者交通助成事業についてどのように制度を改めていくか検討を行うにあたって、高齢者の外出に関する状況や高齢者交通助成制度に対する考えについて調査を実施しました。

#### 調査の対象・方法・期間

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 調査対象者 | 西宮市内に在住の65歳以上の方から無作為抽出 |
| 配布方法  | 平成24年7月17日～8月6日        |
| 配布数   | 1,000件                 |
| 回収数   | 621件（有効回答数：588件）       |
| 回収率   | 62.1%（有効回収率：58.8%）     |

\* 有効回答とは、調査票にある「事情により回答できない場合」を除いた件数。

#### 調査項目

##### 【あなた自身について】

- 1 年齢について（SA）
- 2 性別について（SA）
- 3 居住している地域について（SA）
- 4 世帯構成について（SA）
- 5 年間の収入（年金含む）について（SA）
- 6 日常生活の状態について（SA）
- 7 日頃の外出の頻度について（SA）
- 8 日頃の外出の目的について（MA）
- 9 日頃の外出で利用される移動手段について（SA）
- 10 交通機関を利用する場合の月の支払いについて（SA）

##### 【高齢者交通助成事業について】

- 11 高齢者交通助成事業の認知度について（SA）
- 12 高齢者交通助成事業の対象者について（SA）
- 13 高齢者交通助成割引購入証の使用について（SA）
- 14-1 高齢者交通助成割引購入証を使って行く主な場所について（SA）  
\* その際に行く主な場所（SA）
- 14-2 高齢者交通助成割引購入証の使いやすさについて（SA）
- 15 高齢者交通助成事業の高齢者施策の中での位置づけについて（SA）
- 16 他に優先される施策について（SA）
- 17 高齢者交通助成事業の今後のあり方について（SA）
- 18 高齢者交通助成事業の条件の見直しについて（MA）

\* 結果集計については、43頁からの「参考資料 2 高齢者交通助成事業に関するアンケート結果」を参照ください。

## 2 アンケートから見た高齢者の外出状況・高齢者交通助成事業に対する考え

### 1) 日頃の外出の状況について

日頃の外出の頻度については、「ほとんど毎日」が約4割(39.8%)で最も多くなっています。「週に3~4日」が24.7%、「週に1~2日」が18.2%と続いており、あわせると約8割強(82.7%)の方が週に1回は外出をしているという状況です

また、外出の目的について複数回答で聞いたところ、「買物」が約6割(61.7%)、病院などの通院、またはデイサービスなどの通所」が5割弱(48.6%)となっており、次に「趣味・レジャー」が38.4%、「家族や友人に会いに行く」が28.4%と続いています。高齢者の外出目的としては、「買物」、「通院・通所」が大きな割合を占めていることが伺えます。

日頃の外出で利用される移動手段については、「電車」が4割強(42.5%)となっています。次に「自動車、バイク、自転車」が25.9%、「バス」が9.9%、「タクシー」が9.0%と続いています。「電車」と「バス」、「タクシー」をあわせると約6割(61.4%)となり、公共交通機関を利用して外出している状況が伺えます。

交通機関を使用する場合の月の支払いについては、「3,000円未満」が27.7%で最も多くなっています。次に、「5,000円以上8,000円未満」が22.4%、「3,000円以上5,000円未満」が21.3%と同じく20%台で続いています。

「3,000円未満」と「3,000円以上5,000円未満」を合わせると約5割(49%)が5,000円未満という状況です。

### 2) 高齢者交通助成事業の利用状況

高齢者交通助成事業の認知度については、「知っていた」が65.5%となっています。制度の対象となる70歳以上で分けてみると、「知っていた」が70歳以上では76.8%、70歳未満では37.1%となっています。

高齢者交通助成事業の対象者が聞いたところ、「対象者だった(高齢者交通助成割引購入証を受け取った)」が55.1%となっています。

制度の対象となる70歳以上だけで見ると、「対象者だった」が77%、「対象者ではなかった(割引購入証を受け取らなかった)」が10.5%、「分からない」が4.3%となっています。

上記の「対象者だった」とされた人に高齢者交通助成割引購入証の使用について聞いたところ、「使用した」は85.1%となっています。

「対象者だった」とされた人だけではなく70歳以上全体(「対象者ではなかった」・「分からない」・「不明・無回答」も合わせた数)での割合を見ると、「使用した」は65.8%となっています。

高齢者交通助成割引購入証を「使用した」とされた方に、割引購入証を使って主にどこへ行くか聞いたところ、「市内」が46.5%、「市外」が51.3%となっており「市外」が若干高くなっています。

その際に行く主な場所では、「買物する場所」が32.7%と最も多くなっており、次に「病院・デイサービス等の通所施設」が31.6%で続いています。あわせると64.3%となり、割引購入証の使用目的についても日頃の外出の状況と同じく「買物」と「通院・通所」が大きな割合を占めています。

高齢者交通助成割引購入証の使いやすさについては、「非常に使いやすい」が45.5%、「やや使いやすい」は10.9%、「普通」は34.2%となっています。

一方で、「やや使いにくい」は6.5%、「非常に使いにくい」は1.1%となっており、現在の形が使いにくいと考える人は1割に満たない状況となっています。

### 3) 高齢者施策の中での位置づけについて

「高齢者交通助成事業」について、高齢者施策の中での位置づけを聞いたところ、高齢者の約4割の人が「1 もっとも優先されるべき」(39.1%)としています。

これに「2 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある」(30.8%)とされている方もあわせると約7割(69.9%)の方が「重要な施策」であると考えています。

#### 高齢者交通助成事業の高齢者施策の中での位置づけについて

| 項目                             | %     |
|--------------------------------|-------|
| 1 高齢者施策の中でもっとも優先されるべき          | 39.1% |
| 2 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある | 30.8% |
| 3 高齢者施策の中で優先度は低く、他に優先される施策がある  | 13.6% |
| 4 高齢者施策の中では優先度は低く、廃止されるべき      | 5.3%  |
| 不明・無回答                         | 11.2% |

n(回答者数)=588

一方で、高齢者交通助成事業が「重要な施策」とする人の中にも、「2 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある」と考える人がいます。この方達に、「3 高齢者施策の中で優先度は低く、他に優先される施策がある」と「4 高齢者施策の中で優先度は低く、廃止されるべき」と考える人を合わせると約5割(49.7%)が「他に優先する施策がある」と考えていると捉えることができます。

上記の2～4と答えた方に「他に優先される施策」について聞いたところ、「特別養護老人ホームなどの施設整備に関する施策」が24.0%で最も多く、「緊急通報機器など高齢者の見守りに関する施策」が20.2%、「ホームヘルパーなどの生活支援に関する施策」が17.8%と続いています。

#### 優先される他の施策について

| 項目                               | %     |
|----------------------------------|-------|
| 特別養護老人ホームなどの施設整備に関する施策           | 24.0% |
| 緊急通報機器など高齢者の見守りに関する施策            | 20.2% |
| ホームヘルパーなどの生活支援に関する施策             | 17.8% |
| 介護や成年後見制度などの専門相談や支援に関する施策        | 4.5%  |
| 地域で高齢者のために活動するボランティアなどへの支援に関する施策 | 7.5%  |
| 子育て支援など子供や若い世代への支援に関する施策         | 13.4% |
| 福祉分野以外の環境・防災・まちづくりなどに関する施策       | 8.6%  |
| 不明・無回答                           | 4.1%  |

n(回答者数)=292

#### 4) 事業の今後のあり方について

高齢者施策に対する財源が限られる中、「高齢者交通助成事業」を続けていくことについて考え方を聞いたところ、「事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき」(41.7%)が最も多くなっています。これに「事業は廃止して、その浮いた経費を他の施策にまわすべき」(11.9%)を合わせると5割強(53.6%)の方が、今後、限られた財源の中で実施するのであれば事業を見直すべきと考えています。高齢者にとっては「重要な施策」であると考えられる人が多い一方で、財源が限られる中では「見直しも必要である」とされる方も多いという結果が伺えます。

#### 高齢者交通助成事業の今後のあり方について

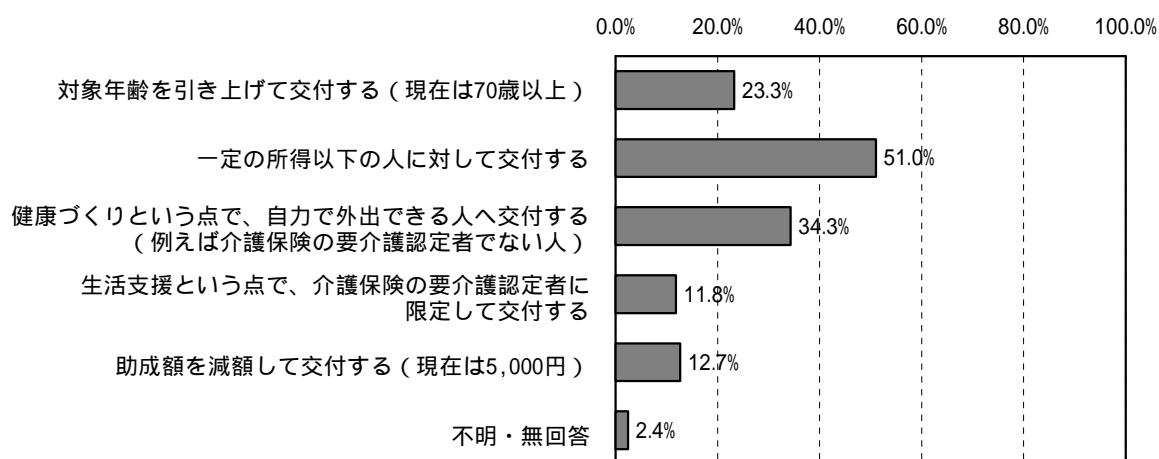
| 項目                                     | %     |
|--|-------|
| 1 他の施策を見直してでも、現状のまま続けるべき               | 35.0% |
| 2 事業は廃止して、その浮いた経費を他の施策にまわすべき           | 11.9% |
| 3 事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき | 41.7% |
| 不明・無回答                                 | 11.4% |

n(回答者数)=588

上記の「2 事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき」とされた人に対して、条件の見直しについて複数回答で聞いたところ、「一定の所得以下の人に対して交付する」とされた方が約5割(51.0%)となっています。

次に「健康づくりという点で、自力で外出できる人へ交付する」(34.3%)、「対象年齢を引き上げて交付する」(23.3%)が続いています。「助成額を減額して交付する」は12.7%となっており、助成額の減額よりは、何らかの形で対象者を限定するという考え方が多くなっています。

#### 高齢者交通助成事業の条件の見直しについて



n(回答者数)=245

## 5) 年齢別、収入別で見た「事業の位置づけ」と「今後のあり方」について

### ア 高齢者交通助成事業の高齢者施策の中での位置づけについて

(単位%)

|    |                 | 合計<br>(n) | 1                   | 2                            | 3                           | 4                       | 不明・無回答 |
|----|-----------------|-----------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|-------------------------|--------|
|    |                 |           | 高齢者施策の中でもっとも優先されるべき | 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある | 高齢者施策の中で優先度は低く、他に優先される施策がある | 高齢者施策の中では優先度は低く、廃止されるべき |        |
| 全体 |                 | 588       | 39.1                | 30.8                         | 13.6                        | 5.3                     | 11.2   |
| 年齢 | 70歳未満           | 167       | 25.7                | 36.5                         | 22.8                        | 7.8                     | 7.2    |
|    | 70歳以上 75歳未満     | 149       | 45.0                | 31.5                         | 5.4                         | 7.4                     | 10.7   |
|    | 75歳以上 80歳未満     | 133       | 51.9                | 26.3                         | 9.0                         | 2.3                     | 10.5   |
|    | 80歳以上 85歳未満     | 64        | 34.4                | 28.1                         | 14.1                        | 3.1                     | 20.3   |
|    | 85歳以上           | 72        | 40.3                | 26.4                         | 16.7                        | 1.4                     | 15.3   |
| 収入 | 100万円未満         | 149       | 43.0                | 33.6                         | 11.4                        | 4.0                     | 8.1    |
|    | 100万円以上 300万円未満 | 262       | 38.5                | 32.8                         | 13.7                        | 4.6                     | 10.3   |
|    | 300万円以上 500万円未満 | 91        | 39.6                | 28.6                         | 16.5                        | 9.9                     | 5.5    |
|    | 500万円以上 700万円未満 | 12        | 41.7                | 16.7                         | 41.7                        | 0.0                     | 0.0    |
|    | 700万円以上         | 16        | 31.3                | 31.3                         | 12.5                        | 25.0                    | 0.0    |

#### 年齢別で見た場合

「重要な施策である」と考える人（選択肢1と2の合計）について、事業の対象者（70歳以上）で見ると、年齢の若い世代のほうが重要と考える割合は高くなっています。

#### 収入別で見た場合

「重要な施策である」と考える人（選択肢1と2の合計）は、収入の高い人のほうが低い割合となっています。

[年齢別]

| 年齢          | 選択肢1と2の合計 |
|-------------|-----------|
| 70歳未満       | 62.2%     |
| 70歳以上 75歳未満 | 76.5%     |
| 75歳以上 80歳未満 | 78.2%     |
| 80歳以上 85歳未満 | 62.5%     |
| 85歳以上       | 66.7%     |

[収入別]

| 収入              | 選択肢1と2の合計 |
|-----------------|-----------|
| 100万円未満         | 76.6%     |
| 100万円以上 300万円未満 | 71.3%     |
| 300万円以上 500万円未満 | 68.2%     |
| 500万円以上 700万円未満 | 58.4%     |
| 700万円以上         | 62.6%     |

## イ 高齢者交通助成事業の今後のあり方について

(単位%)

|    |                 | 合計<br>(n) | 1                          | 2                              | 3  | 不明・無回答 |
|----|-----------------|-----------|----------------------------|--------------------------------|--|--------|
|    |                 |           | 他の施策を見直してでも、<br>現状のまま続けるべき | 事業は廃止して、その浮いた<br>経費を他の施策にまわすべき | 事業は継続してほしいが、<br>条件を見直しその浮いた経費<br>を他の施策にまわすべき |        |
| 全体 |                 | 588       | 35.0                       | 11.9                           | 41.7   | 11.4   |
| 年齢 | 70歳未満           | 167       | 24.0                       | 18.6                           | 46.1   | 11.4   |
|    | 70歳以上 75歳未満     | 149       | 41.6                       | 10.7                           | 36.2   | 11.4   |
|    | 75歳以上 80歳未満     | 133       | 42.9                       | 7.5                            | 39.8   | 9.8    |
|    | 80歳以上 85歳未満     | 64        | 34.4                       | 10.9                           | 42.2   | 12.5   |
|    | 85歳以上           | 72        | 33.3                       | 6.9                            | 45.8   | 13.9   |
| 収入 | 100万円未満         | 149       | 38.9                       | 10.1                           | 43.0   | 8.1    |
|    | 100万円以上 300万円未満 | 262       | 35.1                       | 10.3                           | 42.0   | 12.6   |
|    | 300万円以上 500万円未満 | 91        | 36.3                       | 18.7                           | 38.5   | 6.6    |
|    | 500万円以上 700万円未満 | 12        | 33.3                       | 16.7                           | 41.7   | 8.3    |
|    | 700万円以上         | 16        | 25.0                       | 25.0                           | 43.8   | 6.3    |

### 年齢別で見た場合

限られた財源の中で実施するのであれば事業を見直すべきと考える人（選択肢2と3の合計）について、事業の対象者（70歳以上）で見ると、年齢の若い世代のほうがその割合が低くなっています。

### 収入別で見た場合

限られた財源の中で実施するのであれば事業を見直すべきと考える人（選択肢2と3の合計）は、収入の高い人のほうが高い割合となっています。

[年齢別]

| 年齢          | 選択肢2と3の合計 |
|-------------|-----------|
| 70歳未満       | 64.7%     |
| 70歳以上 75歳未満 | 46.9%     |
| 75歳以上 80歳未満 | 47.3%     |
| 80歳以上 85歳未満 | 53.1%     |
| 85歳以上       | 52.7%     |

[収入別]

| 収入              | 選択肢2と3の合計 |
|-----------------|-----------|
| 100万円未満         | 53.1%     |
| 100万円以上 300万円未満 | 52.3%     |
| 300万円以上 500万円未満 | 57.2%     |
| 500万円以上 700万円未満 | 58.4%     |
| 700万円以上         | 68.8%     |



## ウ 高齢者交通助成事業の条件の見直しについて

(単位%)

|    | 合計<br>(n)      | 1                            | 2                 | 3   | 4                              | 5                           | 不明・無回答 |     |
|----|----------------|------------------------------|-------------------|---|--------------------------------|-----------------------------|--------|-----|
|    |                | 対象年齢を引き上げて交付する<br>(現在は70歳以上) | 一定の所得以下の人に対して交付する | 健康づくりという点で、自力で外出できる人へ交付する<br>(例えば介護保険の要介護認定者でない人) | 生活支援という点で、介護保険の要介護認定者に限定して交付する | 助成額を減額して交付する<br>(現在は5,000円) |        |     |
| 全体 | 245            | 23.3                         | 51.0              | 34.3  | 11.8                           | 12.7                        | 2.4    |     |
| 年齢 | 70歳未満          | 77                           | 11.7              | 57.1  | 32.5                           | 14.3                        | 14.3   | 3.9 |
|    | 70歳以上75歳未満     | 54                           | 13.0              | 50.0  | 44.4                           | 14.8                        | 13.0   | 1.9 |
|    | 75歳以上80歳未満     | 53                           | 45.3              | 43.4  | 32.1                           | 9.4                         | 9.4    | 0.0 |
|    | 80歳以上85歳未満     | 27                           | 33.3              | 51.9  | 37.0                           | 7.4                         | 7.4    | 3.7 |
|    | 85歳以上          | 33                           | 24.2              | 51.5  | 24.2                           | 9.1                         | 18.2   | 0.0 |
| 収入 | 100万円未満        | 64                           | 25.0              | 56.3  | 34.4                           | 9.4                         | 14.1   | 1.6 |
|    | 100万円以上300万円未満 | 110                          | 19.1              | 46.4  | 31.8                           | 13.6                        | 13.6   | 2.7 |
|    | 300万円以上500万円未満 | 35                           | 34.3              | 51.4  | 28.6                           | 11.4                        | 8.6    | 2.9 |
|    | 500万円以上700万円未満 | 5                            | 0.0               | 60.0  | 60.0                           | 0.0                         | 20.0   | 0.0 |
|    | 700万円以上        | 7                            | 14.3              | 57.1  | 28.6                           | 28.6                        | 28.6   | 0.0 |

\*事業の今後のあり方で、「3 事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき」とした人に対して聞いた設問

### 年齢別で見た場合

条件の見直しについては、「75歳以上80歳未満」の人は、「対象年齢を引き上げて交付する」を選んだ人が最も多く(45.3%)なっていますが、他の年齢層の人は「一定の所得以下の人に対して交付する」を選んだ方が5割以上と最も多くなっています。

また、「75歳以上80歳未満」の人でも「一定の所得以下の人に対して交付する」を選んだ人は43.4%と「対象年齢を引き上げて交付する」について高くなっています。

### 収入別で見た場合

条件の見直しについては、収入の別に関わらず、「一定の所得以下の人に対して交付する」を選んだ人は5割以上となっています。

## 5 . 事業見直しの方向性

### 1 高齢者施策における交通助成事業の位置づけ

#### 1 ) 高齢者に対する施策の状況

高齢者福祉の柱として平成 12 年から介護保険制度が導入され、高齢者の地域での生活を支えるための制度として定着してきています。制度の定着に伴ってサービスを利用する要介護認定者も増加しており、平成 23 年度の介護給付費は 225 億円で平成 20 年度と比較すると約 44 億円の増加となっています。

#### 要介護認定者・介護給付費の状況

|         | 平成 20 年度<br>(2008 年) | 平成 21 年度<br>(2009 年) | 平成 22 年度<br>(2010 年) | 平成 23 年度<br>(2011 年) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 要介護認定者数 | 13,260 人             | 14,044 人             | 14,916 人             | 15,628 人             |
| 介護給付費   | 180,081,314 千円       | 19,121,856 千円        | 21,531,037 千円        | 22,509,462 千円        |

資料：各年度とも介護保険事業状況報告（3 月月報）より

介護給付費が増大する中、介護保険制度を持続可能なものとしていくために、これまでに介護予防の導入や施設給付費の見直しといった取り組みが行われていますが、今後は高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの高まる 75 歳以上の高齢者が増加するほか、一人暮らし高齢者・高齢者の夫婦だけの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれており、どのように高齢期の暮らしを支えていくかが課題となっています。

そういった中、国においては、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において、継続して生活できるようにする「地域包括ケア」を進めていくことを高齢者施策の指針として掲げています。

本市においては、平成 24 年 3 月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を改定し、地域包括ケアの推進にあたって、「介護予防の取り組み」、「相談支援体制づくり」、「権利擁護・認知症支援の取り組み」、「介護サービスの充実」を重要な取り組みとして進めることとしています。

このように、高齢者に対する施策としては、限られた財源の中で、地域における高齢者の生活を支えるために、地域包括ケアの体制を構築していくことが求められている状況です。

## 2) 交通助成事業の位置づけ

市では介護保険サービスとは別に、自宅での生活支援や各種給付サービスといった高齢者に対する福祉サービスを展開しています。各種福祉サービスの中で生活に密着しているものについて分類を試みますと、交通助成事業は「配食・買物などの生活支援」の1つとして位置づけることができます。

### 生活に密着した事業の分類

| 分類            | 事業                                   |
|---------------|--------------------------------------|
| 配食・買物などの生活支援  | 在宅高齢者生活支援事業、配食サービス、福祉タクシー派遣事業、交通助成事業 |
| 相談支援体制        | 地域包括支援センター運営事業                       |
| 見守り           | 高齢者実態調査、緊急通報救助事業                     |
| 権利擁護の取り組み     | 権利擁護支援センター、福祉サービス利用援助事業              |
| 住み慣れた住まいの環境整備 | 住宅改造費助成事業                            |

各事業費の推移は下表のとおりですが、平成23年度の費用について分類別で見ると（次頁参照）と「配食・買物など生活支援」が48.7%と最も多くなっていますが、その内訳では交通助成事業が大半を占めており、全体で見た場合でも42.1%を占める形となっています。

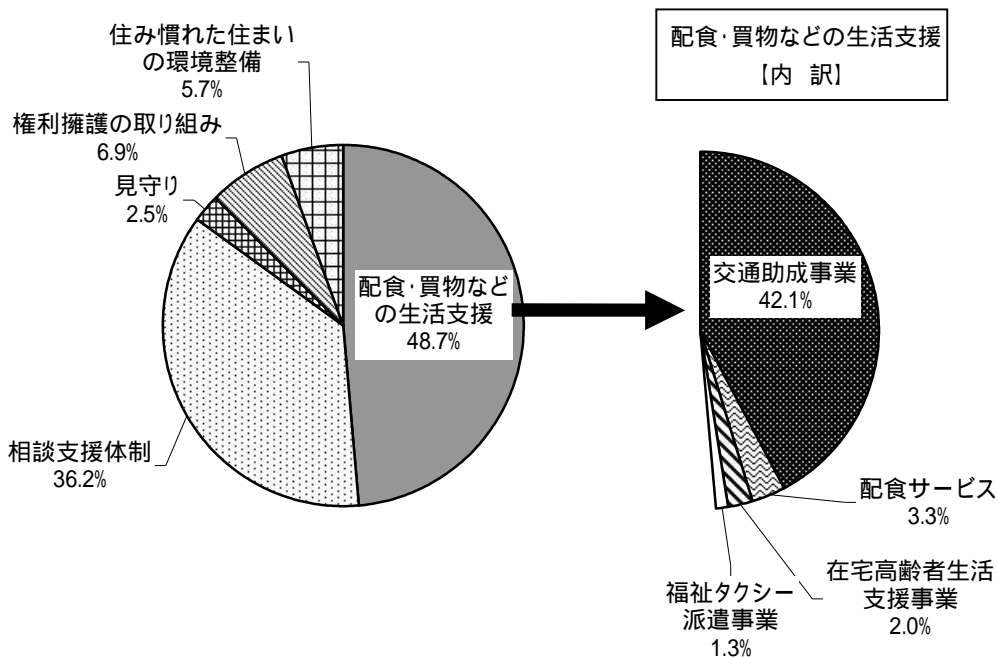
### 事業費の推移

(千円)

|              | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 在宅高齢者生活支援事業  | 10,205  | 14,289  | 11,875  | 12,542  |
| 配食サービス       | 25,727  | 28,981  | 26,374  | 20,692  |
| 福祉タクシー派遣事業   | 2,780   | 5,554   | 7,920   | 7,887   |
| 交通助成事業       | 244,934 | 250,552 | 256,161 | 264,607 |
| 地域包括支援センター運営 | 228,670 | 229,285 | 228,516 | 227,647 |
| 緊急通報救助事業     | 16,255  | 16,423  | 16,774  | 15,586  |
| 権利擁護支援センター運営 | -       | -       | 1,658   | 38,517  |
| 福祉サービス利用援助事業 | 3,494   | 3,736   | 5,401   | 5,062   |
| 住宅改造費助成事業    | 22,902  | 18,513  | 26,341  | 35,694  |
| 計            | 554,967 | 567,333 | 581,020 | 628,234 |
| 対前年度増減額      | -       | 12,366  | 13,687  | 47,214  |

\* 「高齢者実態調査」は、民生委員の協力のもと実施しており事業費としての計上は行っていません  
 \* 「権利擁護支援センター」は平成22年度より設置

分類別で見た事業費（H23年度）



| 分類            | 事業費        |
|---------------|------------|
| 配食・買物などの生活支援  | 305,728 千円 |
| 相談支援体制        | 227,647 千円 |
| 見守り           | 15,586 千円  |
| 権利擁護の取り組み     | 43,579 千円  |
| 住み慣れた住まいの環境整備 | 35,694 千円  |
| 合計            | 628,234 千円 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 交通助成事業      | 264,607 千円 |
| 在宅高齢者生活支援事業 | 12,542 千円  |
| 配食サービス      | 20,692 千円  |
| 福祉タクシー派遣事業  | 7,887 千円   |

今後、地域包括ケア体制を構築していくにあたっては、身近な相談窓口である地域包括支援センターの人員体制の拡充、一人暮らしの高齢者・いわゆる老老介護の世帯（高齢者が高齢者を介護している世帯）への見守りなど、「相談支援体制」や「見守り」を強化していくことが必要になると考えています。

高齢者への生活支援として交通助成事業による外出支援を行っていますが、事業費の占める割合が大きなものとなっているため、地域包括ケア体制の構築を進めていくうえでも事業の見直しを行う必要があると考えています。

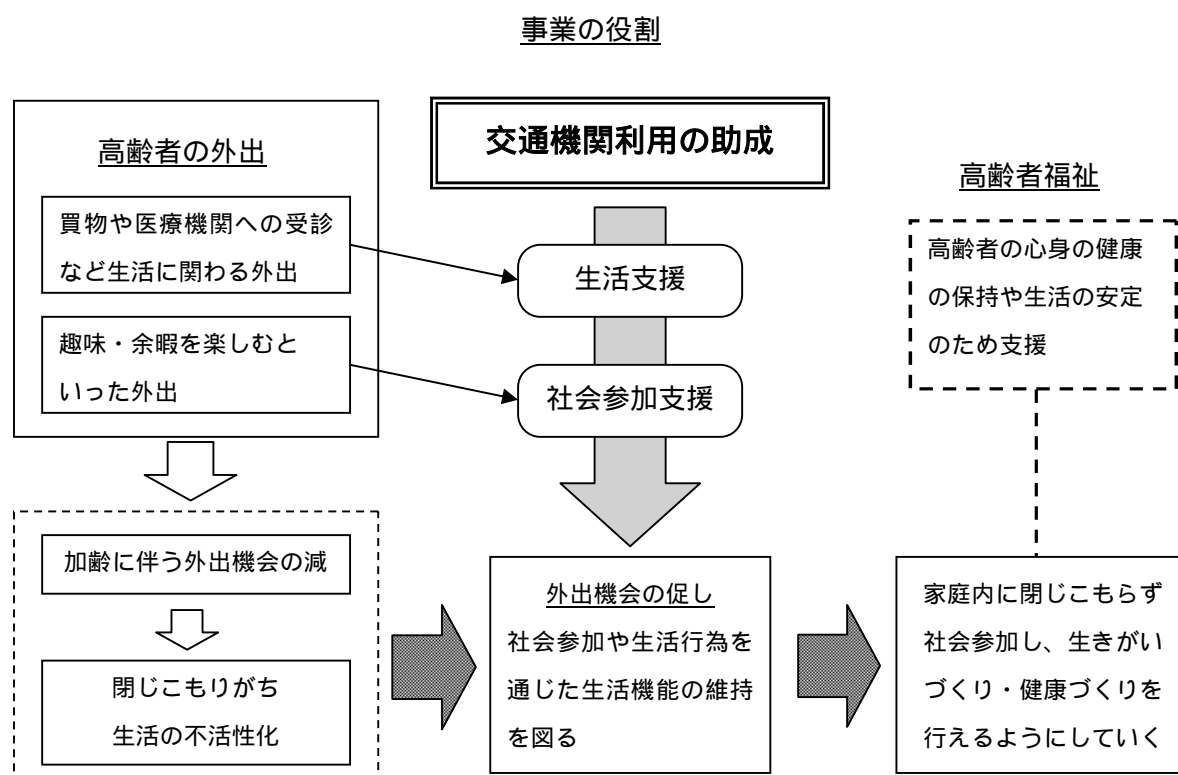
## 2 高齢者交通助成事業の役割について

本事業は、高齢者が積極的に外出の機会を持つことによって、家庭内に閉じこもらず社会参加し、生きがいづくり・健康づくりを行えるようにしていくために実施しています。

高齢者は、加齢に伴い様々な原因で外出機会が減り、屋外から自宅へと生活空間が狭まってきます。高齢者の外出としては、大きくは、「買物・受診など生活に関わるもの」と「趣味・余暇を楽しむためのもの」が考えられますが、こういった外出に対する支援を行うことで、加齢に伴い閉じこもりがちになる高齢者に対して、外出機会を促すという一定の役割を果たしていると考えています。

また、老人福祉法においては、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定など、高齢者の福祉を図ることが法の目的の中で規定されています。本事業の外出機会を促すということは、この目的につながっているものとなります。

さらに、同様の事業は他市でも何らかの形で実施されており、高齢者施策として一定の普遍性を持っていると考えられます。また他市に住む高齢者との福祉水準の均衡の観点からも、高齢者に対する施策として位置づけて実施していく必要があると考えています。



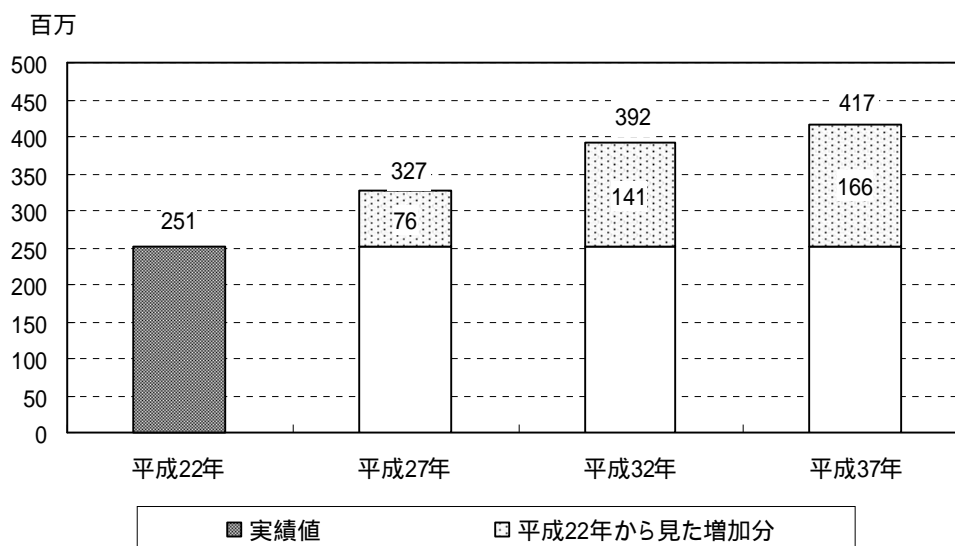
\* 他市の状況については、40 頁からの「参考資料 1 他市の交通助成に関する事業との比較」を参照ください。

### 3 見直しの方向性

現行どおり事業を継続した場合、今後の粗い見込では平成 37 年に約 4 億 1 千 7 百万の費用が必要となってきます。これは、平成 22 年度の助成費用である約 2 億 5 千 1 百万の約 1.66 倍となっています。

高齢者に外出の機会を促すという事業の必要性はありますが、高齢者に対する現役世代の比率が低くなっていくことや、高齢者施策における他事業との費用の関係から、高齢者の増加に併せて経費を増やしていくことは難しくなっています。

今後の粗い見込み（現行事業を継続した場合）



|                    | 平成 22 年    | 平成 27 年    | 平成 32 年    | 平成 37 年    |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|
| 対象者(70 歳以上)        | 62,442 人   | 79,353 人   | 95,178 人   | 101,255 人  |
| 使用枚数 *1            | 250,908 枚  | 326,538 枚  | 391,657 枚  | 416,664 枚  |
| 助成費用(使用枚数×1,000 円) | 250,908 千円 | 326,538 千円 | 391,657 千円 | 416,664 千円 |

\*1 平成 22 年は実績値。平成 27 年～平成 37 年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来人口推計（平成 20 年 12 月推計）」の 70 歳以上人口を使用して推計(対象者×交付数 5 枚×使用率 82.3%)。

いわゆる「団塊の世代」が平成 27（2015）年には 65 歳以上、平成 37（2025）年には 75 歳以上を迎えることとなりますが、高齢者数の増加に対応しながら施策を継続していくために、どのような対象者にどのような助成を行っていくのかを見直す必要があります。

見直しを検討していく項目としては、「1 対象者の要件変更」、「2 助成額の変更」の 2 つが挙げられます。「対象者の要件変更」については、年齢要件、所得要件、身体条件・居住形態の要件といった複数の要件が考えられます。

### 見直しの検討項目

#### 1 対象者の要件変更

|              |             |           |          |
|--------------|-------------|-----------|----------|
| 年齢要件         | 70 歳以上（現行）  | 75 歳以上    |          |
| 所得要件         | 特になし（現行）    | 一定の所得以下   |          |
| 身体条件・居住形態の要件 | 特になし（現行）    | 要介護状態でない人 | 特養の入所者以外 |
| その他          | 1 年以上在住（現行） |           |          |

#### 2 助成額の変更

|             |          |
|-------------|----------|
| 5,000 円（現行） | 助成額の引き下げ |
|-------------|----------|

## 4 見直しの検討項目

### 1) **対象者の要件変更**

#### ア 年齢要件について

現在は、70歳以上となっています。75歳以上になると介護保険の要介護認定率も上がり医療・介護ニーズも高まりますので、事業の趣旨からするとその手前となる70歳から対象とすることが好ましいですが、制度維持のために全体の年齢要件を75歳以上に上げていくことが考えられます。

#### イ 所得要件について

現在は経済的な要件はいていませんが、制度維持のために対象者を限定する場合、所得が一定以下の人へ支援するという視点で所得要件を設けていくことが考えられます。

要件としては、介護保険の保険料段階で本人が市民税非課税となっている第4段階より下の段階を対象とすることが挙げられます。

#### ウ 身体状況・居住形態の要件について

家庭内に閉じこもらず社会参加し、生きがいくくり・健康づくりを行えるようにしていくという点で、ご自身で外出できる方や在宅の方を対象にしていくことが考えられます。

要件としては、介護保険の要介護認定において要介護状態でない人を対象とすることや、施設入所していない人を対象にしていくことが考えられます。

#### エ その他

現在は、基準日時点で1年以上の在住という要件を設けていますが、特に変更することは考えていません。

### 2) **助成額の変更**

一人当たりの助成額について、現在は5,000円(1,000円の助成を5枚交付)ですが、制度維持という点で助成額を減額し、4,000円や3,000円といった額にすることが考えられます。



## 6 . 見直しの検討項目に対する意見整理と事業費の予測

### 1 対象者の要件変更について

#### 1) 年齢要件の変更について

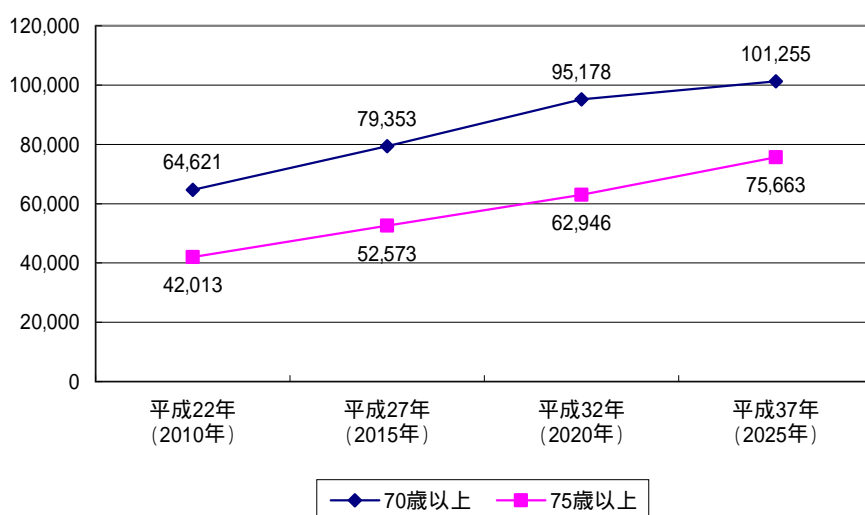
現在の年齢要件である 70 歳以上を引き上げ、75 歳以上に変更するか

現在、70 歳以上となっている年齢要件をあげるのかについては、「あり方検討懇話会」では、地域や社会に参加する人を見ても 70 歳以上のままだいいのではないかと意見が挙がっています。

アンケート結果では、この事業の対象者の中でも年齢の若い層(「70 歳以上 75 歳以上」・「75 歳以上 80 歳未満」)のほうが、「重要な施策である」と考える割合が多くなっています。また、事業の見直しについても、年齢の若い層のほうが「現状のまま続けるべき」とする人の割合は多くなっています。

「事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の福祉施策にまわすべき」と考える人に条件の見直しを聞いたところ、「対象年齢を引き上げて交付する」とした人は 23.3% となっています。

対象者となっている 70 歳以上の人口は、平成 22 年で 64,621 人です。「市町村別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)」においては、平成 32 年(2015 年)には 95,178 人、平成 37 年(2025 年)には 101,255 人になることが見込まれています。



資料：平成 22 年は国勢調査  
平成 27 年～平成 37 年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来人口推計(平成 20 年 12 月推計)」

## 事業費の予測

年齢要件を引き上げ、対象者を75歳以上とした場合の粗い見込みです。

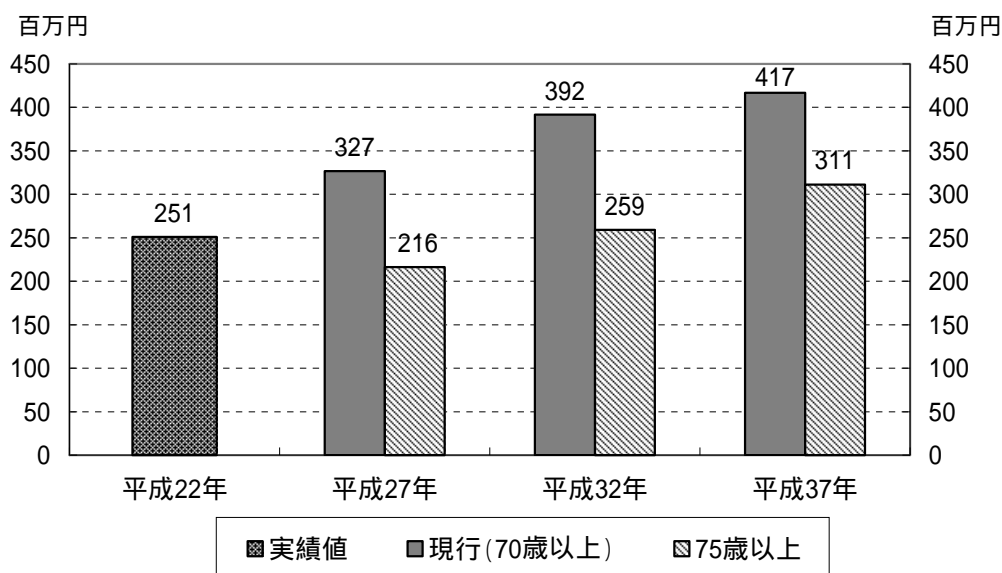
前頁の人口推計を用いて算出しています。助成費用については、平成32年では約2億5千9百万円となっており、平成22年とほぼ同程度となっています。

### 【年齢要件変更(75歳以上)】

|                      | 平成27年     | 平成32年     | 平成37年     |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 対象者(75歳以上)           | 52,573人   | 62,946人   | 75,663人   |
| 使用枚数(交付数5枚×使用率82.3%) | 216,338枚  | 259,023枚  | 311,353枚  |
| 助成費用(使用枚数×1,000円)    | 216,338千円 | 259,023千円 | 311,353千円 |

\*使用率については、事務事業評価におけるH22年度の目標値を使用

### 年齢要件を変更した場合の粗い見込み



|           | 平成27年度           | 平成32年度           | 平成37年度           |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 現行(70歳以上) | 327百万            | 392百万            | 417百万            |
| 75歳以上     | 216百万<br>(111百万) | 259百万<br>(133百万) | 311百万<br>(106百万) |

( )は「現行(70歳以上)」の費用との差

## 2) 所得要件について

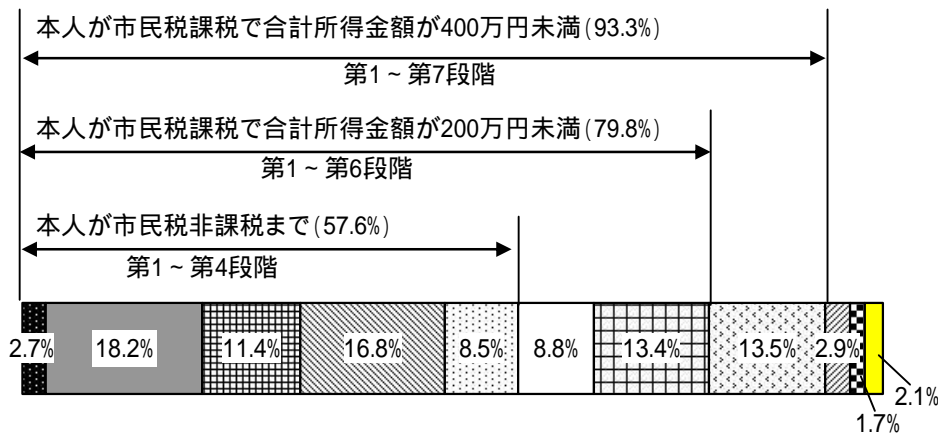
現在は対象者の要件としていない所得要件を設けるか

一定の所得以下の人へ支援するという視点で所得要件を設けるかについては、「あり方検討懇話会」では、年齢要件の引き上げや助成額の減額よりは、所得要件を設けるほうがいいのではないかという意見が挙がっています。

アンケート結果では、収入の高い人のほうが「重要な施策である」と考える割合は低くなっています。また、事業の見直しについては、収入の高い人のほうが「限られた財源の中で実施するのであれば事業を見直すべき」と考える人の割合が高くなっています。

「事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の福祉施策にまわすべき」と考える人に条件の見直しを聞いたところ、「一定の所得以下の人に対して交付する」とした人は51.0%となっています。

介護保険料段階（H23年3月末）における割合では、本人が市民税非課税（第4段階まで）は57.6%となります。合計所得金額が200万円未満（第6段階まで）では79.8%、合計所得金額が400万円未満（第7段階まで）では93.3%となります。



|            |  |
|------------|--|
| 第1段階       | 生活保護受給者または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者                 |
| 第2段階       | 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下       |
| 第3段階       | 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超        |
| 第4段階 (特例分) | 本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下 |
| 第4段階 (基準額) | 本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超  |
| 第5段階       | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下                          |
| 第6段階       | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超200万円未満                    |
| 第7段階       | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満                   |
| 第8段階       | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満                   |
| 第9段階       | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満                 |
| 第10段階      | 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上                        |

\* 各保険料段階の割合は第4期介護保険事業計画におけるもの（H23年3月末現在）

## 事業費の予測

要件としては、介護保険の保険料段階で本人が市民税非課税となっている第4段階までの方を対象とすることが挙げられます。市民税課税世帯も含めていく場合は、どの程度まで対象とするかが課題となりますが、第6段階までとした場合で見込みを出しています。

介護保険料段階の第1段階～第4段階の人とした場合の粗い見込みです。

助成費用については、平成32年では約2億2千6百万円となっており、平成22年よりも低い金額となっています。

### 【所得要件（介護保険料段階 第1～第4段階）】

|                        | 平成27年     | 平成32年     | 平成37年     |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 対象者(70歳以上)             | 79,353人   | 95,178人   | 101,255人  |
| 保険料段階1～4の人数(対象者×57.6%) | 45,707人   | 54,823人   | 58,323人   |
| 使用枚数(交付数5枚×使用率82.3%)   | 188,084枚  | 225,597枚  | 239,999枚  |
| 助成費用(使用枚数×1,000円)      | 188,084千円 | 225,597千円 | 239,999千円 |

\* 保険料段階1～4の人数は、第4期介護保険事業計画における第1段階～第4段階の人が全体に占める率(57.6%)から推計

\* 使用率については、事務事業評価におけるH22年度の目標値を使用

介護保険料段階の第6段階までの人とした場合の粗い見込みです。

助成費用については、平成32年では約3億1千3百万円となっており、平成22年と比べると約6千2百万円の増となっています。

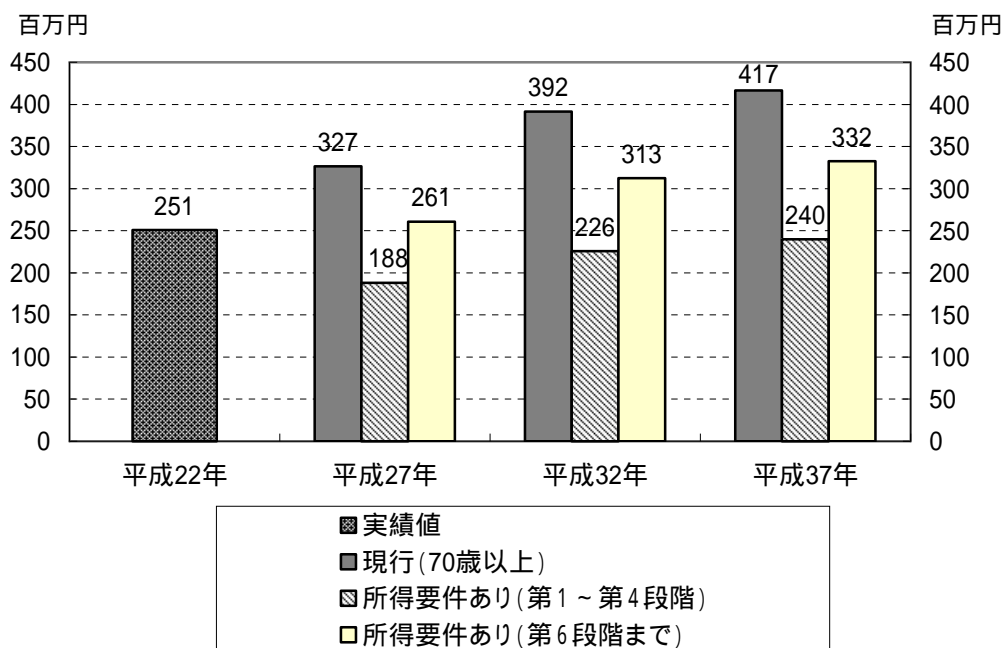
### 【所得要件（介護保険料段階 第6段階まで）】

|                        | 平成27年     | 平成32年     | 平成37年     |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 対象者(70歳以上)             | 79,353人   | 95,178人   | 101,255人  |
| 保険料段階1～6の人数(対象者×79.8%) | 63,324人   | 75,952人   | 80,801人   |
| 使用枚数(交付数5枚×使用率82.3%)   | 260,578枚  | 312,542枚  | 332,496枚  |
| 助成費用(使用枚数×1,000円)      | 260,578千円 | 312,542千円 | 332,496千円 |

\* 保険料段階1～6の人数は、第4期介護保険事業計画における第1段階～第6段階の人が全体に占める率(79.8%)から推計

\* 使用率については、事務事業評価におけるH22年度の目標値を使用

### 所得要件を設けた場合の粗い見込み



|                     | 平成 27 年度            | 平成 32 年度            | 平成 37 年度            |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現行(70歳以上)           | 327 百万              | 392 百万              | 417 百万              |
| 所得要件有り<br>(第1~第4段階) | 188 百万<br>( 139 百万) | 226 百万<br>( 166 百万) | 240 百万<br>( 177 百万) |
| 所得要件有り<br>(第6段階まで)  | 261 百万<br>( 66 百万)  | 313 百万<br>( 79 百万)  | 332 百万<br>( 85 百万)  |

( )は「現行(70歳以上)」の費用との差

### 3) 身体条件・居住形態の要件について

要介護状態でない人を対象とすることや、施設入所していない人を対象にしていくか

自分自身で外出できる方や在宅の方を対象とするという視点で身体条件や居住形態の要件を設けるかについては、「あり方検討懇話会」では、この助成は高齢者に対する社会参加の活動費として元気な方に対して必要であるという意見が挙がっています。

一方で、この助成が病院への通院に使われている状況もあることから、生活支援という点も考慮する必要があるという意見も挙げられています。

アンケート結果では、この助成を使って行く主な場所については、「買物する場所」と「通院・通所」が最も多くなっています。

また、「事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の福祉施策にまわすべき」と考える人に条件の見直しを聞いたところ、「健康づくりという点で、自力で外出できる人へ交付する」とした人は34.3%、「生活支援という点で、介護保険の要介護認定者に限定して交付する」とした人は11.8%となっています。

#### 事業費の予測

要介護認定者を除いた場合の粗い見込みです。

平成32年では約3億4千万円となっており、平成22年と比べると約8千9百万円の増となっています。

#### 【要介護認定者を除いた場合】

|                      | 平成27年度    | 平成32年度    | 平成37年度    |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 高齢者数(70歳以上)          | 79,353人   | 95,178人   | 101,255人  |
| 要介護認定者数(75歳以上の見込み)   | 10,409人   | 12,463人   | 14,981人   |
| 対象者(高齢者数-要介護認定者数)    | 68,944人   | 82,715人   | 86,274人   |
| 使用枚数(交付数5枚×使用率82.3%) | 283,705枚  | 340,372枚  | 355,018枚  |
| 助成費用(使用枚数×1,000円)    | 283,705千円 | 340,372千円 | 355,018千円 |

\* 要介護認定者数の統計が「65歳～74歳」と「75歳以上」の区分のため、75歳以上の要介護認定者数の見込みを使用して対象者を推計

\* 使用率については、事務事業評価におけるH22年度の目標値を使用

特別養護老人ホームの入所者を除いた場合の粗い見込みです。

平成 32 年では約 3 億 8 千 4 百万円となっており、平成 22 年と比べると約 1 億 3 千 3 百万円の増となっています。

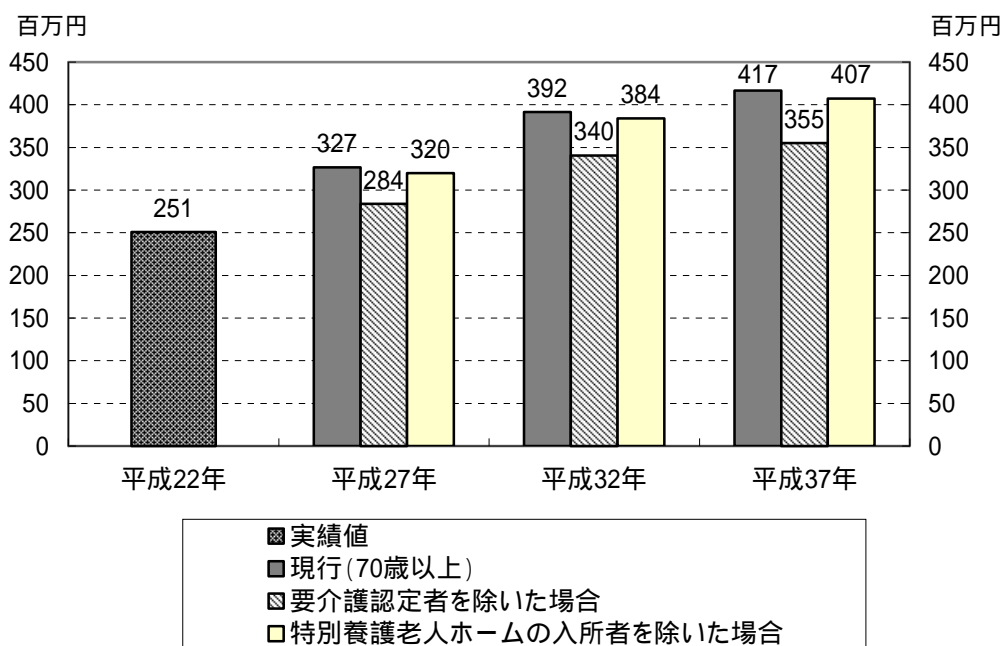
【特別養護老人ホームの入所者を除いた場合】

|                               | 平成 27 年度   | 平成 32 年度   | 平成 37 年度   |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 高齢者数 (70 歳以上)                 | 79,353 人   | 95,178 人   | 101,255 人  |
| 特養入所者<br>(75 歳以上高齢者数の 3%で見込み) | 1,577 人    | 1,888 人    | 2,270 人    |
| 対象者 (高齢者数 - 特養入所者)            | 77,776 人   | 93,290 人   | 98,985 人   |
| 使用枚数 (交付数 5 枚 × 使用率 82.3%)    | 320,048 枚  | 383,888 枚  | 407,323 枚  |
| 助成費用 (使用枚数 × 1,000 円)         | 320,048 千円 | 383,888 千円 | 407,323 千円 |

\* 特養入所者については、第 5 期の介護保険事業計画で目安としている後期高齢者数の 3%程度と仮定して平成 27 年～平成 37 年の人数を推計

\* 使用率については、事務事業評価における H22 年度の目標値を使用

身体条件・居住形態の要件を設けた場合の粗い見込み



|                         | 平成 27 年度           | 平成 32 年度           | 平成 37 年度           |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行 (70 歳以上)             | 327 百万             | 392 百万             | 417 百万             |
| 要介護認定者を除いた場合            | 284 百万<br>( 43 百万) | 340 百万<br>( 52 百万) | 355 百万<br>( 62 百万) |
| 特別養護老人ホームの<br>入所者を除いた場合 | 320 百万<br>( 7 百万)  | 384 百万<br>( 8 百万)  | 407 百万<br>( 10 百万) |

( )は「現行(70歳以上)」の費用との差

\* 要介護認定者数の見込について

要介護認定者数は、年齢階級別の認定者数の割合が同じと仮定して、高齢者数の推計から平成 27 年～平成 37 年の人数を見込みました。

平成 23 年 9 月末の年齢階級別の要介護認定者数（介護保険事業状況報告より）

|                         | 高齢者数     | 要支援               | 要介護                |
|-------------------------|----------|-------------------|--------------------|
| 65 歳～74 歳<br>(高齢者数との割合) | 49,199 人 | 742 人<br>(1.5%)   | 1,218 人<br>(2.5%)  |
| 75 歳以上<br>(高齢者数との割合)    | 43,442 人 | 4,275 人<br>(9.8%) | 8,586 人<br>(19.8%) |
| 合計                      | 92,641 人 | 5,017 人           | 9,804 人            |

\* 高齢者数は住民基本台帳・外国人登録人口

要介護認定者数の粗い見込み

|         | 高齢者数      |           | 要支援     | 要介護      |
|---------|-----------|-----------|---------|----------|
| 平成 27 年 | 65 歳～74 歳 | 60,564 人  | 908 人   | 1,514 人  |
|         | 75 歳以上    | 52,573 人  | 5,152 人 | 10,409 人 |
|         | 合計        | 113,137 人 | 6,060 人 | 11,923 人 |
| 平成 32 年 | 65 歳～74 歳 | 58,984 人  | 885 人   | 1,475 人  |
|         | 75 歳以上    | 62,946 人  | 6,169 人 | 12,463 人 |
|         | 合計        | 121,930 人 | 7,054 人 | 13,938 人 |
| 平成 37 年 | 65 歳～74 歳 | 50,785 人  | 762 人   | 1,270 人  |
|         | 75 歳以上    | 75,663 人  | 7,415 人 | 14,981 人 |
|         | 合計        | 126,448 人 | 8,177 人 | 16,251 人 |

\* 高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来人口推計(平成 20 年 12 月推計)」

\* 要介護認定の増加率は加味していません。



## 2 助成額の変更について

助成額を現行（5,000 円）から減額し、4,000 円や 3,000 円といった額にするか

助成額の減額については、「あり方検討懇話会」では、市内でも南北間の移動、電車・バスといった複数の交通機関の乗り継ぎがあること、またボランティア等の社会参加の支援にもなることから現行の助成額を維持して、他の要件を見直すほうがいいという意見が挙がっています。また、月に支払っている交通費を見ると、この助成でまかないきれものではないので、この助成自体は外出のきっかけとして役に立つものではないかという意見も挙げられています。

アンケート結果では、交通機関を使用する場合の月の支払いは、「3,000 円未満」が 27.7%で最も多く、「3,000 円以上 5,000 円未満」を合わせると約 5 割（49%）が 5,000 円未満という状況です。

一方で、10,000 円以上とした人は 18.6%となっており、これに不明・無回答を除いた残りを合わせると約 45.7%が 5,000 円以上という状況です。

また、「事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の福祉施策にまわすべき」と考える人に条件の見直しを聞いたところ、「助成額を減額して交付する」とした人は 12.7%となっています。

### 事業費の予測

助成額を 4,000 円または 3,000 円にした場合の粗い見込みです。

4,000 円の場合、平成 32 年では約 3 億 1 千 3 百万円となっており、平成 22 年と比べると約 6 千 2 百万円の増となっています。

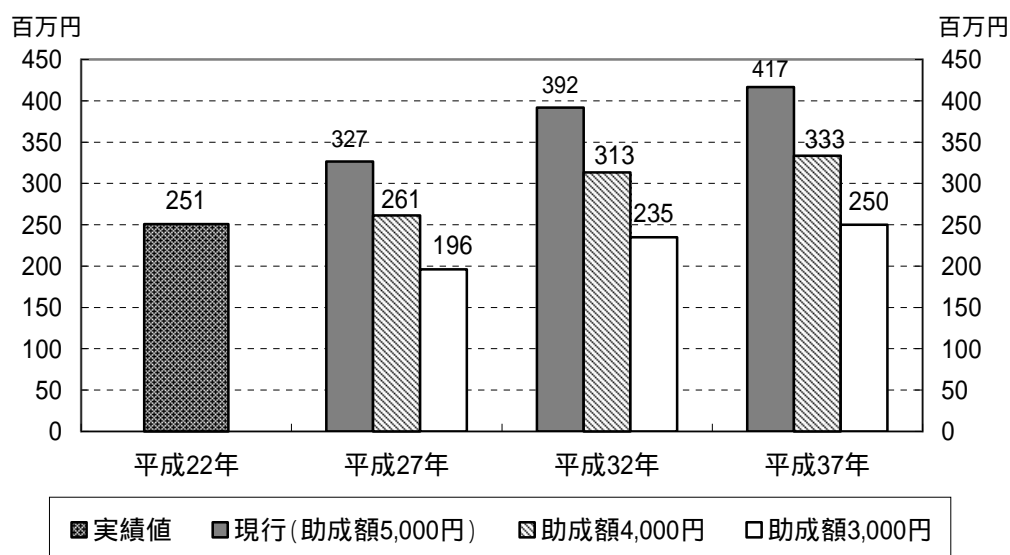
3,000 円の場合、平成 32 年では約 2 億 3 千 5 百万円となっており、平成 22 年よりも低い金額となっています。

|             |             | 平成 27 年    | 平成 32 年    | 平成 37 年    |
|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 対象者         |             | 79,353 人   | 95,178 人   | 101,255 人  |
| 助成額 4,000 円 | 費用(交付数 4 枚) | 261,230 千円 | 313,326 千円 | 333,331 千円 |
| 助成額 3,000 円 | 費用(交付数 3 枚) | 195,923 千円 | 234,994 千円 | 249,999 千円 |

\* 費用は、対象者 × 交付数 × 使用率 82.3% × 1,000 円で推計

\* 使用率については、事務事業評価における H22 年度の目標値を使用

### 助成額を変更した場合の粗い見込み



|                  | 平成 27 年度            | 平成 32 年度            | 平成 37 年度            |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現行 (70 歳以上)      | 327 百万              | 392 百万              | 417 百万              |
| 70 歳以上 (4,000 円) | 261 百万<br>( 66 百万)  | 313 百万<br>( 79 百万)  | 333 百万<br>( 84 百万)  |
| 70 歳以上 (3,000 円) | 196 百万<br>( 131 百万) | 235 百万<br>( 157 百万) | 250 百万<br>( 167 百万) |

( )は「現行(70歳以上)」の費用との差

### 3 見直しの検討項目に対するまとめ

「あり方検討懇話会」で頂いた意見やアンケート結果を参考にしながら、見直しの検討項目に関して整理した考え方は以下のとおりです。

#### 対象者の要件変更に関して

##### 【年齢要件】

年齢要件については、75歳以上になると介護保険の要介護認定率も上がり医療・介護ニーズも高まりますので、社会参加という点でも加齢による衰えが進むまえとなる70歳以上から支援することが適当と考えています。

##### 【所得要件】

所得要件を設けて一定の所得以下の人への支援することは、限られた費用の中で実施していくという点では効率的な面が高いと思われませんが、アンケート結果から本事業の高齢者施策の中での位置づけや、今後のあり方に関する考えを見ると、収入が「100万円以上300万円未満」とされた方も交通助成を高齢者施策の中で重要なものと捉えている状況が伺えます。

介護保険料段階においては、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人でも高齢者の約8割を占める状況となっています。どの程度の所得の方へ支援を行っていくかという問題もありますが、それ以上の所得の方も対象としていくと今後の事業継続という点であまり効果を望めませんし、一部の方のみ対象者から外す形となってしまいます。

##### 【身体状況・居住形態の要件】

身体条件・居住形態については、より効果のある対象者に絞っていく考え方ではありますが、身体状況については一律ではないため客観的な判断が難しいという現実問題があります。また、施設入所者といった一部の人を対象者から外したとしても費用面的な効果はあまり望めず、事業を見直す抜本的な対応にはなりません。

#### 助成額の変更に関して

「あり方検討懇話会」では、現在の助成額は維持するほうがよいという意見が挙げられており、アンケート結果においても、条件の見直しとしては、「助成額を減額して交付する」よりは、所得要件を設けるなど何らかの形で対象者を限定するという考え方が多くなっています。

一方、制度趣旨を鑑みて現在の年齢要件を維持するという考え方を取ると、所得要件や身体状況・居住形態の見直しに関しては対象者の条件設定に課題があり、対象者の要件変更という対応は難しい状況です。

数年後にはこの事業の財源の一部となっている基金が底をつき、現状どおりの事業を継続することは困難になるという問題がありますので、対象者の要件を変更しない場合は助成額の減額で対応を図る必要があります。

助成額については、「あり方検討懇話会」において現在の5,000円でも不足しているという意見もあげられましたが、月に支払っている交通費を見るとこの助成自体は外出のきっかけとして見るものではないかという意見も挙げられています。

助成額の減額についてはすべての対象者に対して一律に適用されるため、制度趣旨に添いながら外出支援の施策を継続していく点で適当であると考えています。また、費用面でも一定の効果を見込めるものとなっています。

## 7. 「あり方検討懇話会」における意見

「あり方検討懇話会」では、見直しの検討項目に関してご意見いただくとともに、政策の目的に対する事業の位置づけを明確にした抜本的な見直しという点に関して、現行どおり事業を継続して欲しいという意見から、廃止も含めて事業を見直すべきというものまで様々なご意見が挙げられました。

### 事業を継続すべきである

- ・ こういった助成があるから外出をしようかという方もおられる。アンケートを見ても優先すべきと考える人が多いので事業は継続すべき。
- ・ 割引購入証をボランティア活動の際の交通費に使っているので現状を維持して欲しい。健康維持・経済面でも重要な支援として続けて欲しい。
- ・ この交通助成事業は介護保険を受けていないとか、外へ目が向いていない閉じこもりの人といった狭間の人をフォローするのにいい施策だと思う。
- ・ 北部地域は、外出に際し交通機関の利用が欠かせない。北部地域にとっては、特に必要性の高い事業である。
- ・ この交通助成事業は、多くの高齢者の喜ばれている期待の高い事業である。

### 事業を見直すべきである

- ・ 外出支援、健康づくり、要介護状態の防止につながるよう他の施策とパッケージとして組み合わせることが必要である。また、どうしても縦割りになりがちなので、検討するための組織改正及びロジックモデルやシナリオモデルのような手法を検討してほしい。
- ・ 対象者の増加による経費の増大や財源としての基金が数年後には使い切ってしまうという問題から長期的な事業継続は難しい。そのため廃止を含めた事業の抜本的な見直しが必要である。
- ・ アンケート結果からも制度を見直すなら所得要件を設けるべきとの意見が多い。現状では所得の捕捉が難しいこと等から所得要件を設けることは難しいとのことであるが、将来的には是非検討すべき見直し項目である。またその時には申請方式への切り替えも検討してはどうか(ただし、申請方式や所得要件の設定には問題点があるのでその点を踏まえる必要がある)。
- ・ 閉じこもり予防等の外出支援という事業目的を対象者に周知し事業の効果的な実施を図るべきである。
- ・ 外出支援として、本当に外出のきっかけになっているのか効果が見えないため、効果測定を実施すべきである。

- ・ これから先高齢者の社会状況が厳しくなる中でこのまま何も手をつけないことには懸念を感じる。地域の力をいかに活用するか、地域の方が一緒になって地域を作っていく仕組みづくりや手助けを行政が行うとともに、外出することによる健康の保持となるような代案となるものを市や地域が一緒に考え、一定の方向性が見えた段階なら廃止も検討できるのではないかと。そういったことを市は方針として示すべきだ。
- ・ 今までのように公助の部分を厚くするのではなく、自助・共助といったところに目を向けてそうしたところから事業の組み立て直しをしてはどうか。市民の皆さんが積極的に関わってくる、特に高齢者が社会参加をする場づくりがとても大事で、そういうところにもっと力を入れてもいいのではないかと。

## その他

- ・ 見直しとして身体状況による制限(例えば要介護者は対象外とすること)や居住要件(例えば施設入所者は対象外とすること)を設けることは、要介護者の可能性を否定することにつながるため強く反対する。
- ・ 事業を見直すのなら、外とのかかわりが薄い、関わりを持たない人への対策をしていくことが必要。
- ・ 高齢者全体に対する経済的な援助ではなく、例えば道路やエレベーターの整備等の外出できる環境整備を行うという形で外出支援を行うべきである。

## 8 . 高齢者交通助成事業の今後の方向性について

### 1 今後の方向性について

#### 事業費を抑えながら効果的な実施を目指す

高齢者施策としては、地域における高齢者の生活を支えるために、地域包括ケア体制を構築していくことが求められています。そのためには、限られた財源の中で高齢者に対する相談支援体制や見守りを強化していくことが必要になると考えています。

交通助成事業については、アンケート結果から見ると重要と考える高齢者も多く、外出を促す直接的な支援として代替するものもないことから事業の継続は必要と考えていますが、現在でも高齢者福祉サービスの中で事業費の占める割合が大きくなっており、今後、高齢者数の増加に併せて経費を増やしていくことは困難であることや限られた経費で相談支援体制や見守りを強化していく必要もあることから、事業費の占める割合を抑えながら効果的な実施を目指すことが必要であると考えています。

また、地域でのボランティア支援を進めることにより、地域での見守りのほか、サロンやつどい場といったより身近なところでの交流の場づくりの促進を図り、積極的に外出機会を促す施策の充実を図りたいと考えています。

### 2 見直しの内容について

#### 1) 事業費の見直し

#### 助成額の減額

対象者の要件変更については、外出機会を促すことで社会参加や健康の保持等を図るという制度趣旨を踏まえると年齢要件は現行を維持するほうが好ましいと考えます。また、それ以外の要件変更については条件設定に課題があり対応が難しいのが現状です。

一方、助成額の減額はすべての対象者に一律に適用され、事業費を抑えるといった点でも効果も見込めるため、今回の見直しにあたっては助成額の減額により事業費の増加に対する対応を行いたいと考えます。

## 2) 事業の抜本的な見直し(効果的な実施に向けて)

### ア 所得制限に関して

アンケートにおいて条件の見直しとして「一定の所得以下の人に対して交付する」が最も多く挙げられていたことや、今後、限られた費用の中で実施していくという点において対象者を限定していくことは効率的な面が高いと考えられますので、所得要件の導入に向けた検討を進めます。

#### 想定する実施時期

所得の確認作業の簡素化が図られるとされているマイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入時

#### 対象とする所得額について

アンケート調査を継続的に実施するなどして対象とする所得層の整理を行う

### イ 各事業とのタイアップによる効果的な実施

事業の役割や社会参加・生活行為を通じた生活機能の維持の重要性について、啓発パンフを同封し事業目的の一層の普及を目指すことを考えています。

その際に外出先となる施設やイベントに関する情報など外出促進に関わる情報提供を行うとともに、外出促進に関わる情報を整理する中で各事業とのタイアップを進めていきたいと考えています。

#### 情報提供・タイアップの例

- ・市内観光・さくらやまなみバスに関する情報
- ・市内の文化・レジャー施設に関する情報
- ・交通助成割引購入証を用いた施設利用に際する割引特典の検討など



### 3) 削減した経費について

助成額の減額で生じた経費については、交通助成事業の効果的な実施に関する経費や、相談支援・見守りに関する施策、ボランティア支援に関する施策、交流の場づくりといった施策を充実するための財源にあてる方向で考えています。

#### 交通助成事業の効果的な実施に関する経費

- ・事業の役割等を掲載したパンフの作成
- ・外出先となる施設やイベントに関する情報等の情報提供のためのチラシ作成 など

#### 高齢者の相談支援・見守りに関する施策

- ・地域包括支援センター等の相談支援体制の強化
- ・救急医療情報キットの配布 など

#### ボランティア支援に関する施策

- ・ボランティアセンターの機能充実
- ・シニアサポート事業（有償ボランティア）の充実 など

#### 交流の場づくりに関する施策

- ・地域の方が自由に立ち寄って集えて、地域で必要な施策を地域の方、特に高齢者が積極的に参加して考えていく共助の場づくりへの支援

### 3 効果の検証について

#### 費用対効果の指標検討

事業の効果的な実施を進めていくために、割引購入証の送付時にアンケートを実施し、利用者の意向を継続的に把握し整理を行う中で費用対効果を図ることができる指標設定についても検討を進めます。

### 4 継続的な事業見直しについて

増加する事業費への対応として助成額の減額を行うことで当面は事業継続を行いたいと考えていますが、効果的な実施に向けた取り組みを進めていく中で継続的な事業の見直しを図ります。「あり方検討懇話会」で頂いた事業の抜本的な見直しに関するご意見を参考に、事業を取り巻く環境の変化も踏まえながら、充当している基金の枯渇が見込まれる時期を目途にさらに検討を進めてまいります。

## 9 . 参考資料

### 1 他市の交通助成に関する事業との比較

(いずれも平成24年4月1日現在)

|        | 西宮市  | 神戸市  | 姫路市   |
|--------|--|--|---|
| 事業名    | 西宮市高齢者交通助成事業   | 神戸市敬老優待乗車制度  | 姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業   |
| 対象年齢等  | 70歳以上<br>4月1日現在、70歳以上で市内に1年以上居住している必要あり                  | 70歳以上<br>神戸市内に住所を有する者  | 75歳以上<br>障害手帳取得者を除く   |
| 対象者数   | 68,394人  | 263,587人   | 47,217人   |
| 対象交通機関 | 民営バス(2社)<br>民営電車(3社 JRを含む)<br>タクシー(8社)                   | 市営バス<br>民営バス(5社)<br>市営地下鉄、神戸新交通  | 民営バス(1社)<br>民営電車(2社 JR・山陽)<br>船舶(4社)  |
| 事業の内容  | 1枚につき1000円分の割引購入証(助成券)5枚、年1回交付<br>回数券、プリペイドカード購入の際原則5割助成 | 「敬老優待乗車証(ICカード)」を交付(市バス、市内を運行する民営バス、神戸新交通、市営地下鉄が利用可能)<br>利用回数の多い人には特定の定期を半額で購入できる制度を実施<br>所得が一定額以下の人には敬老無料乗車券を交付 | 「市内停留所間の運賃が無料となるバス優待乗車証」、「JRの優待乗車カード」、「山陽電車の優待乗車カード」、「船舶の優待乗船券」の4つのうちいずれか1つ(選択制)を交付する(いずれも年間1万円分) |
| 利用者負担  | 原則5割   | 市営地下鉄・新交通(ポートライナー・六甲ライナー)は小児料金/回<br>バス1乗車100円(上限)/回  | 無   |

|        | 尼崎市   | 芦屋市                       | 宝塚市  |
|--------|---|---------------------------|--|
| 事業名    | 尼崎市高齢者市バス<br>特別乗車証交付事業  | 芦屋市高齢者バス<br>運賃助成事業        | 宝塚市高齢者バス<br>運賃助成事業                           |
| 対象年齢等  | 70歳以上<br><br>市内に引き続き1年以上<br>居住している必要あり  | 70歳以上<br><br>70歳の誕生日以降に交付 | 70歳以上<br><br>4月1日現在、70歳以上で、<br>市内に居住している必要あり |
| 対象者数   | 77,540人   | 16,622人                   | 37,935人                                      |
| 対象交通機関 | 市営バス  | 民営バス(1社)                  | 民営バス(3社)                                     |
| 事業の内容  | 特別乗車証を交付する際に<br>利用者負担金を支払うことにより、有効期間中は回数制限なく市バスに乗車できる「定期方式」、または、市バスに乗車する度に100円(平成24年9月末までは50円)をお支払いいただく「乗車払い方式」のどちらかを交付   | 所定の運賃の半額を助成               | バス回数券1冊(11枚綴り)につき560円の割引購入証12枚、年1回交付         |
| 利用者負担  | <u>定期方式</u><br>(平成24年9月末までは経過措置あり)<br><br>低所得<br>4,500円(月額375円)<br>低所得<br>7,500円(月額625円)<br>一般<br>15,000円(月額1,250円)<br><br><u>乗車払い方式</u><br>市バスに乗車する度に100円を支払う。(平成24年9月末までは50円) | 5割                        | 乗車区間により回数券購入額から560円を引いた金額                    |

|        | 伊丹市  | 川西市  | 三田市   |
|--------|--|--|---|
| 事業名    | 伊丹市乗合自動車<br>無料乗車証交付事業  | 川西市高齢者おでかけ<br>促進事業   | 三田市高齢者バス・<br>鉄道運賃助成事業   |
| 対象年齢等  | 70歳以上<br><br>市内に引き続き1年以上居住<br>している必要あり   | 70歳以上<br><br>4月1日時点で、川西市に住<br>所のある満70歳以上の人<br>で、引き続き川西市に居住<br>し、要介護認定を受けていな<br>いか、「要支援1・2」もしくは<br>「要介護1・2」の認定を受け、<br>介護保険施設に入所してい<br>ない人     | 70歳以上<br><br>4月1日現在、三田市に住<br>所(住民登録)がある人  |
| 対象者数   | 28,946人  | 約27,400人   | 13,580人   |
| 対象交通機関 | 市営バス   | 民営バス(1社)<br>民営電車(2社)<br>タクシー(7社)   | 民営バス(4社)<br>民営電車(1社)  |
| 事業の内容  | 対象者より申請してもらい伊<br>丹市乗合自動車運転系統の<br>全区間で使用可能な「特別乗<br>車証」を交付<br><br>・市バス全区間無料<br>・3年に一度、一斉更新 | 1枚につき1000円引の購入<br>助成券3枚 年1回交付<br><br>プリペイドカード、回数券・カ<br>ード、65定期券購入の際<br>半額以下の助成<br><br>市の主催する催しへの招待<br>川西おもしろ能・みつなか名画<br>シアター<br>*応募者多数の場合は抽選 | 乗車券(3,000円分)を購入す<br>るための割引証を6枚交付<br>(年1回)<br><br>・2,000円引の購入割引証<br>(1,000円の自己負担)を1枚<br>・1,500円引の購入割引証<br>(1,500円の自己負担)を5枚 |
| 利用者負担  | 無料   | 原則半額以下   | 1/3 自己負担1枚、1/2 自己<br>負担5枚   |

## 2 高齢者交通助成事業に関するアンケート結果

### 1 あなた自身について

#### 1 年齢について (SA)

| 項目            | %     |
|---------------|-------|
| 1 70歳未満       | 28.4% |
| 2 70歳以上 75歳未満 | 25.3% |
| 3 75歳以上 80歳未満 | 22.6% |
| 4 80歳以上 85歳未満 | 10.9% |
| 5 85歳以上       | 12.2% |
| 不明・無回答        | 0.5%  |

n=588

#### 2 性別について (SA)

| 項目     | %     |
|--------|-------|
| 1 男性   | 50.7% |
| 2 女性   | 48.8% |
| 不明・無回答 | 0.5%  |

n=588

#### 3 居住している地域について (SA)

| 項目     | %     |
|--------|-------|
| 1 南部   | 82.7% |
| 2 北部   | 16.0% |
| 不明・無回答 | 1.4%  |

n=588

#### 4 世帯構成について (SA)

| 項目            | %     |
|---------------|-------|
| 1 単身(一人暮らし)世帯 | 20.2% |
| 2 夫婦(二人暮らし)世帯 | 46.4% |
| 3 親子の二世帯      | 19.4% |
| 4 親子孫の三世帯     | 7.8%  |
| 5 その他         | 5.1%  |
| 不明・無回答        | 1.0%  |

n=588

### 5 年間の収入(年金含む)について (SA)

| 項目                | %     |
|-------------------|-------|
| 1 100万円未満         | 25.3% |
| 2 100万円以上 300万円未満 | 44.6% |
| 3 300万円以上 500万円未満 | 15.5% |
| 4 500万円以上 700万円未満 | 2.0%  |
| 5 700万円以上         | 2.7%  |
| 不明・無回答            | 9.9%  |

n=588

### 6 日常生活の状態について (SA)

| 項目                                  | %     |
|-------------------------------------|-------|
| 1 健康であり日常生活上のことは自分でできる              | 52.7% |
| 2 何らかの病気や障害はあるが、外出は一人で行える           | 28.4% |
| 3 何らかの病気や障害があるが、誰かの介助があれば外出することができる | 9.7%  |
| 4 何らかの病気や障害があつて、外出することは難しい          | 2.4%  |
| 不明・無回答                              | 6.8%  |

n=588

### 7 日頃の外出の頻度について (SA)

| 項目              | %     |
|-----------------|-------|
| 1 ほとんど毎日(週5日以上) | 39.8% |
| 2 週に3~4日        | 24.7% |
| 3 週に1~2日        | 18.2% |
| 4 月に1~2日        | 5.4%  |
| 5 ほとんど外出しない     | 4.6%  |
| 不明・無回答          | 7.3%  |

n=588

8 日頃の外出の目的について (MA)

| 項 目                     | %     |
|-------------------------|-------|
| 1 通勤・通学                 | 13.8% |
| 2 買物                    | 61.7% |
| 3 病院などの通院、又はデイサービスなどの通所 | 48.6% |
| 4 趣味・レジャー               | 38.4% |
| 5 ボランティア活動              | 7.7%  |
| 6 家族や友人に会いに行く           | 28.4% |
| 7 その他                   | 10.0% |
| 不明・無回答                  | 7.8%  |

n=588

10 交通機関を利用する場合の月の支払いについて (SA)

| 項 目                    | %     |
|------------------------|-------|
| 1 3,000 円未満            | 27.7% |
| 2 3,000 円以上 5,000 円未満  | 21.3% |
| 3 5,000 円以上 8,000 円未満  | 22.4% |
| 4 8,000 円以上 10,000 円未満 | 4.7%  |
| 5 10,000 円以上           | 18.6% |
| 不明・無回答                 | 5.3%  |

n=361 (問9で「1 電車」「2 バス」「3 タクシー」を選択した場合)

9 日頃の外出で利用される移動手段について (SA)

| 項 目                                     | %     |
|---|-------|
| 1 電車 (JR, 阪神、阪急)                        | 42.5% |
| 2 バス (阪神、阪急)                            | 9.9%  |
| 3 タクシー (阪急、阪神、神戸相互、明交、全国介護、阪神個人、くすの木福祉) | 9.0%  |
| 4 自動車、バイク、自転車                           | 25.9% |
| 5 徒歩                                    | 4.6%  |
| 不明・無回答                                  | 8.2%  |

n=588

n=275 (問 13 で「1 使用した」を選択した場合)

## 2 高齢者交通助成事業に対する考え

### 1 1 高齢者交通助成事業の認知度について (SA)

| 項目       | %     |
|----------|-------|
| 1 知っていた  | 65.5% |
| 2 知らなかった | 26.9% |
| 不明・無回答   | 7.7%  |

n=588

### 1 2 高齢者交通助成事業の対象者について (SA)

| 項目                           | %     |
|------------------------------|-------|
| 1 対象者だった (割引購入証を受け取った)       | 55.1% |
| 2 対象者ではなかった (割引購入証を受け取らなかった) | 30.3% |
| 3 わからない                      | 7.0%  |
| 不明・無回答                       | 7.7%  |

n=588

### 1 3 高齢者交通助成割引購入証の使用について (SA)

| 項目        | %     |
|-----------|-------|
| 1 使用した    | 85.1% |
| 2 使用しなかった | 14.9% |

n=323 (問 12 で「1 対象者だった」を選択した場合)

#### 1 4 - 1

### 高齢者交通助成割引購入証を使って行く主な場所について (SA)

| 項目     | %     |
|--------|-------|
| 1 市内   | 46.5% |
| 2 市外   | 51.3% |
| 不明・無回答 | 2.2%  |

### その際に行く主な場所 (SA)

| 項目                      | %     |
|-------------------------|-------|
| 1 通勤・通学場所               | 2.2%  |
| 2 買物する場所                | 32.7% |
| 3 病院・デイサービス等の通所施設       | 31.6% |
| 4 文化・娯楽施設 (映画館・劇場・図書館等) | 10.2% |
| 5 会合やサークル等のための施設        | 9.8%  |
| 6 家族や友人宅                | 6.5%  |
| 7 その他                   | 5.8%  |
| 不明・無回答                  | 1.1%  |

n=275 (問 13 で「1 使用した」を選択した場合)

#### 1 4 2

### 高齢者交通助成割引購入証の使いやすさについて (SA)

| 項目         | %     |
|------------|-------|
| 1 非常に使いやすい | 45.5% |
| 2 やや使いやすい  | 10.9% |
| 3 普通       | 34.2% |
| 4 やや使いにくい  | 6.5%  |
| 5 非常に使いにくい | 1.1%  |
| 不明・無回答     | 1.8%  |

n=275 (問 13 で「1 使用した」を選択した場合)

1 5 高齢者交通助成事業の高齢者施策の中での位置づけについて (SA)

| 項目                             | %     |
|--------------------------------|-------|
| 1 高齢者施策の中でもっとも優先されるべき          | 39.1% |
| 2 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある | 30.8% |
| 3 高齢者施策の中で優先度は低く、他に優先される施策がある  | 13.6% |
| 4 高齢者施策の中では優先度は低く、廃止されるべき      | 5.3%  |
| 不明・無回答                         | 11.2% |

n=588

1 6 他に優先される施策について (SA)

| 項目                                 | %     |
|------------------------------------|-------|
| 1 特別養護老人ホームなどの施設整備に関する施策           | 24.0% |
| 2 緊急通報機器など高齢者の見守りに関する施策            | 20.2% |
| 3 ホームヘルパーなどの生活支援に関する施策             | 17.8% |
| 4 介護や成年後見制度などの専門相談や支援に関する施策        | 4.5%  |
| 5 地域で高齢者のために活動するボランティアなどへの支援に関する施策 | 7.5%  |
| 6 子育て支援など子供や若い世代への支援に関する施策         | 13.4% |
| 7 福祉分野以外の環境・防災・まちづくりなどに関する施策       | 8.6%  |
| 不明・無回答                             | 4.1%  |

n=292(問15で「2 高齢者施策の中で重要ではあるが、他に優先される施策がある」「3 高齢者施策の中で優先度は低く、他に優先される施策がある」「4 高齢者施策の中では優先度は低く、廃止されるべき」を選択した場合)

1 7 高齢者交通助成事業の今後のあり方について (SA)

| 項目                                     | %     |
|--|-------|
| 1 他の施策を見直してでも、現状のまま続けるべき               | 35.0% |
| 2 事業は廃止して、その浮いた経費を他の施策にまわすべき           | 11.9% |
| 3 事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき | 41.7% |
| 不明・無回答                                 | 11.4% |

n=588

1 8 高齢者交通助成事業の条件の見直しについて (MA)

| 項目  | %     |
|---|-------|
| 1 対象年齢を引き上げて交付する(現在は70歳以上)                      | 23.3% |
| 2 一定の所得以下の人に対して交付する                             | 51.0% |
| 3 健康づくりという点で、自力で外出できる人(例えば介護保険の要介護認定者でない人)へ交付する | 34.3% |
| 4 生活支援という点で、介護保険の要介護認定者に限定して交付する                | 11.8% |
| 5 助成額を減額して交付する(現在は5,000円)                       | 12.7% |
| 不明・無回答  | 2.4%  |

n=245(問17で「3 事業は継続してほしいが、条件を見直しその浮いた経費を他の施策にまわすべき」を選択した場合)



### 3 西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会について

#### 1) 開催経過

| 開催回数 | 開催日         | 内容   |
|------|-------------|--|
| 第1回  | 平成24年7月12日  | 西宮市高齢者交通助成事業の現状<br>現状報告を受けて西宮市高齢者交通助成事業の見直しについての議論<br>アンケート素案の確認 |
| 第2回  | 平成24年8月20日  | 西宮市高齢者交通助成事業のアンケート結果<br>アンケート結果を踏まえた西宮市高齢者交通助成事業の見直しについての議論      |
| 第3回  | 平成24年10月25日 | 高齢者交通助成事業の今後のあり方について<br>今後の方向性について市の素案とそれに対する意見                  |
| 第4回  | 平成24年11月12日 | 高齢者交通助成事業の今後のあり方について<br>前回の意見を基に修正した市の素案とそれに対する意見                |

## 2) 西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 急速に高齢化が進展する中で、西宮市高齢者交通助成事業(以下「事業」という。)の今後のあり方を検討するため、西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 懇話会は、9人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募で選出された者
- (2) 市内福祉関係団体等の関係者
- (3) 学識経験のある者

### (検討事項)

第3条 懇話会は、事業の今後のあり方について、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 事業の目的や対象者、事業費等に関する事。
- (2) その他、事業の今後のあり方を検討するうえで必要となる事項。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 懇話会は座長が招集し、議事進行する。

- 2 懇話会は、委員総数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### (会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると検討会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 前項の公開は会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行う。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、健康福祉局福祉総括室健康福祉計画課及び福祉部高齢福祉課に置く。

2 懇話会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

委員名簿(順不同、敬称略)

| 座長<br>副座長 | 氏名     | 所属等                 |
|-----------|--------|---------------------|
|           | 新川 達郎  | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
|           | 太田 康嗣  | 関西学院大学経営戦略研究科非常勤講師  |
|           | 谷口 泰司  | 関西福祉大学社会福祉学部准教授     |
|           | 田中 弘子  | 西宮市民生委員・児童委員会副会長    |
|           | 末川 賀鶴子 | 西宮市社会福祉協議会副理事長      |
|           | 片倉 早苗  | 西宮市身体障害者連合会理事長      |
|           | 北島 進   | 西宮市シニアライフ協会理事長      |
|           | 頭井 秀子  | 公募市民                |
|           | 福壽 明   | 公募市民                |